

水田活用の直接支払交付金の交付対象農地

1 交付対象水田の整理・更新の基本的な考え方

(1) 地域農業再生協議会においては、毎年7月1日現在で、農業者ごとの営農計画書等を基に、水田活用の直接支払交付金の交付対象となる農地（以下「交付対象水田」といいます。）を明確にした水田情報（水田台帳等）を整理してください。

(2) 交付対象水田の整理に当たっては、次の方法を基本とします。

① 原則として地域農業再生協議会の管内に住所を有する農業者が使用及び収益を目的とする権利を有する交付対象水田について、販売権の委託を含む農作業受託契約を締結しているものも含めて整理します。

また、交付対象水田の所在地が当該協議会の区域外である場合も含めます。

② 交付対象水田の面積については、田本地面積とし、畦畔、はざ場等の作物の作付けが不可能な農地は含みません。

なお、施設園芸を交付対象とする場合の交付対象面積は、生産に用いる施設の面積とします。

③ 地域農業再生協議会は、営農計画書に記載された交付対象水田について、その状況を適切に把握することとし、次のいずれかの方法により、定期的に確認し、その確認に要した資料（実測の測定資料、畦畔率の根拠資料など）は、次に確認を行うまで保管することとします。

ア 実測

水田活用の直接支払交付金の対象作物の作付面積の確認の機会を利用して、交付対象水田の本地面積を各筆ごとに測定します。

イ 水稲共済細目書記載面積等公的資料に記載された面積との照合

交付対象水田に係る水稲共済細目書の水田面積（畦畔等耕作しない面積を除いた本地面積）の他、土地登記簿、固定資産課税台帳、農地台帳、地積調査の結果、ほ場整備等に伴う確定測量の結果等の公的資料に記載された水田の面積と照合します。

ただし、当該資料に記載された面積が本地面積であることが確認できない場合には、次のいずれかの手法を参考に推計した畦畔率を用いて畦畔面積を算出して、これを当該資料に記載された面積から差し引いて得た面積と照合します。

- ・ 交付対象水田を抽出し、実測して求めた平均畦畔率
- ・ 図面上の測量により求めた平均畦畔率（ほ場整備事業完了地区等の水田の区画が整理されている地域に限ります。）
- ・ 統計部が公表した耕地面積及び畦畔面積から得られる平均畦畔率を参考とした推定平均畦畔率

ウ ア及びイに掲げる方法以外の方法で、地域農業再生協議会が地方農政局等と協議して定めたもの

2 交付対象水田の範囲

(1) 前年度において水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に該当したもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。

① 現況において非農地に転換された土地又は転換されることが確実と見込まれる土地

② 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けを行うことが困難な農地として、次のいずれかに該当するもの

ア たん水設備（畦畔等）を有しない農地（本地に直ちに均平することが難しい傾斜がある場合を含み、作物の生産性の向上のため一時的に畦畔を撤去している場合を除きます。）

イ 所要の用水を供給しうる設備（用水源及び用水源から引水を行う用水路等の設備。以下同じです。）を有しない農地（天水のみで水稻生産が行えることを近隣水田の生産実績等で示すことができる場合を除きます。）又は土地改良区内にあっては水稻生産に要する用水を確保するための賦課金が支払われていない農地

③ 平成 30 年度以降、3 年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な農地

ただし、次に掲げる場合を除きます。

ア 人・農地プランにおいて近い将来農地の出し手となる者の農地（平成 25 年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置付けられたものを含みます。）として位置付けられたもの

イ その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地方農政局長等が認めたもの

ウ 農地中間管理権が設定されたもの

④ 令和 9 年度以降、過去 5 年間連続して水稻の作付けが行われていない農地

ただし、次に掲げる場合を除きます。

ア 被災した農地、道路又は所要の用水を供給しうる設備が災害復旧事業（国又は地方公共団体の補助金等により施工される災害復旧事業をいいます。以下同じです。）の対象となり、水稻の作付けが困難であることが確認できること

イ 農業基盤整備事業等の対象となり、水稻の作付けが困難であることが確認できること

なお、次の全てに該当する場合は、水稻の作付けが行われたものとみなします。

ア たん水管理を 1 か月以上実施したことが確認できること

イ 連作障害による収量低下が発生していないことが確認できること

⑤ 別紙 14「畑地化促進助成について」の 1 の (1) 及び別紙 21「畑地化促進事

業（畠地化支援及び定着促進支援）の交付対象となる取組等について」の1の（1）に規定する取組の対象となる農地

（2）（1）のほか、水田活用の直接支払交付金の交付に当たって、新たに整理する必要がある水田等がある場合には、次の①から④までのいずれかに該当するもの。ただし、⑤のアからカまでのいずれかに該当するものを除きます。

- ① これまで米の生産数量目標の配分を行っていないこと又は需給調整に参加しないこと等により水田情報に掲載されていなかった水田等のうち、前年度において、
 - ア 水稲の作付けが行われた水田
 - イ 水稲以外の作物作付けが行われ又は農地として良好な状態で管理されている水田等
- に該当するもの
- ② 前年度から当該年産までに水稻の作付けが可能となった土地であって、次のいずれかに該当するもの。
 - ア 水田が公共的事業の用地に供されることとなったことに伴い、その補償の一環として行われた開田
 - イ 自然災害等により被害を受けた水田の復旧に代えて行われた開田
 - ウ 耕作放棄地再生利用緊急対策（耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいいます。）及び荒廃農地等利活用促進交付金（荒廃農地等利活用促進交付金実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2202号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいいます。）等の対象となった水田で、水田機能が復帰・再生されたもののうち、地方農政局長等が認めたもの。
- ③ 農地中間管理機構が行う事業の対象となった水田で、農地中間管理機構から貸借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けたもの（ただし、農地を所有者自ら農地中間管理機構から借り受けた場合、農地を農地中間管理機構に貸し付けられる以前に利用権を有していた者が再び農地中間管理機構から借り受けた場合等を除きます。）
- ④ 上記のほか、担い手への集積、低コスト化等、水田フル活用に資することを条件に交付金の交付が適当と認められる農地であって、地方農政局長等が認めたもの（個人単位又は都道府県・地域農業再生協議会単位で交付対象水田の面積が増加しない範囲で、新たに交付対象水田として整理しようとする農地を含みます。）
- ⑤ 交付対象水田に該当しない土地
 - ア 新規開田地（新規開田地とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）附則第2条第1項に規定する新規開田地等をいいます。）に該当するもの（②、③又は④に該当するものを除きます。）
 - イ 現況において非農地に転換された土地、転換されることが確実と見込まれる土地その他畠地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けを行うことが困難な農地として2の（1）の②に該当するもの
 - ウ 再生利用交付金の交付対象となった農地
 - エ 平成30年度以降3年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌

年度も作付けが行われないことが確実な農地

ただし、次に掲げる場合を除きます。

- ・ 人・農地プランにおいて近い将来農地の出し手となる者の農地（平成 25 年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置付けられたものを含みます。）として位置付けられたもの
- ・ その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地方農政局長等が認めたもの
- ・ 農地中間管理機構が行う事業の対象となった水田で、農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けたもの（ただし、農地を所有者自ら農地中間管理機構から借り受けた場合及び農地を農地中間管理機構に貸し付けられる以前に利用権を有していた者が再び農地中間管理機構から借り受けた場合を除きます。）

才 令和 9 年度以降、過去 5 年間連続して水稻作付けが行われていない農地
ただし、次に掲げる場合を除きます。

- (ア) 被災した農地、道路又は所要の用水を供給しうる設備が災害復旧事業の対象となり、水稻の作付けが困難であることが確認できること
- (イ) 農業基盤整備事業等の対象となり、水稻の作付けが困難であることが確認できること

なお、次の全てに該当する場合は、水稻の作付けが行われたものとみなします。

- (ア) たん水管理を 1 か月以上実施したことが確認できること
- (イ) 連作障害による収量低下が発生していないことが確認できること

カ 平成 30 年度以降に産地交付金の畠地化の取組の交付対象となった農地、
令和 2 年度以降に水田農業高収益化推進助成の畠地化の取組の交付対象とな
った農地、又は別紙 14 「畠地化促進助成について」の 1 の (1) 若しくは
別紙 21 「畠地化促進事業（畠地化支援及び定着促進支援）の交付対象となる
取組等について」の 1 の (1) に規定する取組の対象となった農地

3 報告及び指導

- (1) 地域農業再生協議会は、毎年 7 月 1 日現在で、当該協議会の水田情報において整理している全ての交付対象水田等の合計を「経営所得安定対策等交付金の対象作物等の地域別作付計画面積報告書」（様式第 6 号）により、地方農政局等に報告します。
- (2) 地方農政局等は、地域農業再生協議会における交付対象水田の整理状況等について、作付面積の確認等を通じて把握し、必要な指導・助言を行います。
特に、2 の (2) の②のウ、③及び④の対象となる農地の取扱いの判断に当たっては、地域農業再生協議会は地方農政局等に相談してください。

畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲

対象畑作物	品質区分別生産量の対象範囲	確認書類
麦 (春期には種する小麦・秋期には種する小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦)	<p>交付年度に生産する麦であって、農協等と需要者との販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販売契約に基づき出荷・販売した数量のうち、農産物検査法に基づく麦品位等検査で2等以上の等級に格付けされたもの又は品位等区分の確認で2等相当以上と確認されたものが対象です。</p> <p>ただし、種子用麦、麦芽の原料として使用される麦(ビール用等)は対象外です。</p> <p>なお、品位等検査とは、農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査をいいます(以下同じです。)。</p>	<p>(1) 麦の品位等検査で2等以上の等級に格付けされたものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類(出荷・販売契約書、販売伝票の写しなど) ・ 麦の品位等検査の結果を確認できる書類(農産物検査結果通知書の写しなど) ・ 品質評価(A～Dランク)結果を確認できる書類(「経営所得安定対策における麦の品質評価の方法について」(平成19年5月15日付け19総食第133号)の第6により農林水産省農産局長が登録した法人(品質評価主体)から通知された品質評価結果通知書の写しなど(以下同じ。)) <p>(注1) 品質評価(A～Dランク)の基準については、別紙3－2「麦の品質区分と品質評価基準」に定めています。</p> <p>なお、品質評価結果が確認できない場合は、すべてDランクとなります(以下同じ。)。</p> <p>(注2) 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第7条の農林水産大臣が定める規格及び第9条第1項第1号の農林水産大臣が定める規格を定める件(平成18年農林水産省告示第1110号)の別表1から4に掲げる用途以外の用途に合わせて品質評価を受けた場合は、同告示の一の表の備考三の口に掲げる特定用途の場合には下記①の書類、また、同ハに掲げる特定用途の場合には下記②及び③の書類(以下同じ。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該用途に最も多く出荷・販売したことが確認できる書類(別紙参考様式第24号「令和〇年産麦に係る需要者が最も多く使用する用途の証明書」) ② 当該品種を生産したことが分かる書類(種子の購入伝票の写しなど)

		<p>(2) 麦の品位等区分の確認で2等相当以上と確認されたものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写しなど） 該当する品位等区分の規格を満たしていることを確認できる書類（品位等確認主体が品位等区分の確認の結果を証明した資料の写しなど） 品質評価（A～Dランク）結果を確認できる書類
大豆	<p>交付年度に生産する大豆であって、農協等と需要者との販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販売契約に基づき出荷・販売した数量のうち、農産物検査法に基づく大豆品位等検査で3等以上の等級又は特定加工用大豆の合格に格付けされたもの又は品位等区分の確認で3等相当以上と確認されたもの若しくは特定加工用大豆の合格相当と確認されたものが対象です。</p> <p>ただし、種子用大豆、黒大豆は対象外です。</p>	<p>(1) 大豆の品位等検査で3等以上の等級又は特定加工用大豆の合格に格付けされたものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど） 大豆の品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど） <p>(2) 大豆の品位等区分の確認で3等相当以上と確認されたもの又は特定加工用大豆の合格相当と確認されたものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写しなど） 該当する品位等区分の規格を満たしていることを確認できる書類（品位等確認主体が品位等区分の確認の結果を証明した資料の写しなど）
てん菜	<p>交付年度に生産するてん菜であって、国内産糖交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる国内産糖の製造の用に供されたものが対象です。</p> <p>ただし、北海道内で生産されたものであって、糖度7.0度以上のものに限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国内産糖製造事業者に販売する農業者別の平均糖度及び数量を確認できる書類
でん粉原料用 ばれいしょ	<p>交付年度に生産するでん粉原料用ばれいしょであって、国内産いもでん粉交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる国内産いもでん粉の製造の用に供されたものが対象です。</p> <p>ただし、北海道内で生産されたものに限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> でん粉工場にでん粉の製造の委託を行い、又は売り渡した品質区別の出荷数量を確認できる書類
そば	<p>交付年度に生産するそばであって、農協等と需要者との販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販</p>	<p>(1) そばの品位等検査で2等以上の等級に格付けされたものについては、以下に掲げる書類</p>

	<p>売契約に基づき出荷・販売した数量のうち、農産物検査法に基づくそば品位等検査で2等以上の等級に格付けされたもの又は品位等区分の確認で2等相当以上と確認されたものが対象です。</p> <p>ただし、種子用そばは対象外です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど） そばの品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど） <p>(2) そばの品位等区分の確認で2等相当以上と確認されたものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写しなど） 該当する品位等区分の規格を満たしていることを確認できる書類（品位等確認主体が品位等区分の確認の結果を証明した資料の写しなど）
なたね	<p>交付年度に生産する食用植物油脂（食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食用油脂製造業の営業許可を受けた施設において製造されるもの）の製造の用に供されるなたねであって、農協等と需要者との販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販売契約に基づき出荷・販売した数量が対象です。</p> <p>ただし、その他の用途、種子用なたねは対象外です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 製油業者等との出荷・販売契約数量を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど） 品種名が確認できる書類（種子購入伝票など）

(注1) なたねについて、生産数量を客観的に確認できる書類がなく、出荷・販売契約書の写しのみで、数量払交付申請書を提出しようとすると、数量払交付申請書を提出する前に、地方農政局等による立会いの下、生産数量の確認を受けてください。（地方農政局等は、地域再生協議会等関係機関との連携の下、生産数量の確認の立会いを行うものとします。）

なお、キザキノナタネ、きらきら銀河、キラリボシ、ナナシキブ及びペノカのしづくの5品種については、種子の購入伝票などによって品種の確認をすることとします。品種の確認ができない場合、当該5品種に適用される交付単価で交付金を交付することができなくなります。

(注2) 農業者と当該農業者の対象畑作物の販売先である需要者が実質的に同一の者と見なされる場合（名称、代表者の氏名、事務所の所在地、構成員が同一である等）等にあっては、自家加工販売の場合に準じた手続が必要です。

(注3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく出荷制限が行われることとなった区域で生産され、出荷・販売することができなくなった対象畑作物については、は種前契約書及び品位等検査の結果を確認できる書類（そば及びなたねについては、地方農政局等による数量確認書類を含む。）の提出により品質区分別生産量が確認できる場合は、確認された数量に対して数量払の交付を行います。

なお、自家加工販売や直売所等で販売する予定であった対象畑作物については、は種前契約書に代えて、自家加工計画を提出するものとします。

(注4) 表中の「需要者との販売契約」については、対象畑作物のは種前に締結されたものとしますが、農業者・農協等と需要者等との間でのみ締結される情報交換（当該畑作物の生産量や品質等に関するもの）等が継続的に行われ、これを踏まえ計画的に需要に応じた生産がなされている場合を含むものとします。

農産物検査によらない品位等区分の確認における基準等について

平成18年8月7日農林水産省告示第1110号の1の表中の備考2の麦、大豆及びそばに係る当該等級に相当すると認められるものの基準は、1の「品位の等級に相当すると認められるものの基準」に該当すること（2の「品位等区分の確認の方法」及び3の「数量の確認方法」に従って確認されたものに限る。）とします。

1 品位の等級に相当すると認められるものの基準

(1-1) 普通小麦

	容積重 (g)	整粒 (%)	水分 (%)	被害粒、異種穀粒及び異物				
				計 (%)	異種穀粒 (%)	異物		
						麦角粒 (%)	なまぐさ 黒穂病率 (%)	左記以外 (%)
1等 相当	780 以上	75.0 以上	12.5 以下	5.0 以下	0.5 以下	0.0 以下	0.1 以下	0.4 以下
2等 相当	730 以上	60.0 以上	12.5 以下	15.0 以下	1.0 以下	0.0 以下	0.1 以下	0.6 以下

(1-2) 強力小麦

	容積重 (g)	整粒 (%)	硝子率 (%)	水分 (%)	異品 種粒 (%)	被害粒、異種穀粒及び異物				
						計 (%)	異種 穀粒 (%)	異物		
								麦角粒 (%)	なまぐ さ黒穂 病粒率 (%)	左記 以外 (%)
1等 相当	760 以上	75.0 以上	70.0 以下	12.5 以下	5.0 以下	5.0 以下	0.5 以下	0.0 以下	0.1 以下	0.4 以下
2等 相当	730 以上	65.0 以上	—	12.5 以下	10.0 以下	15.0 以下	1.0 以下	0.0 以下	0.1 以下	0.6 以下

附

- 普通小麦の規格は、農産物検査法に基づく農産物規格規程に定める産地品種銘柄（以下「産地品種銘柄」という。）として定められた品種以外の小麦について適用する。
- 強力小麦の規格は、産地品種銘柄として定められた品種について適用する。
- 普通小麦及び強力小麦のうち1等相当及び2等相当のものには、被害粒のうち発芽粒が2.0%、赤かび粒が0.0%及び黒かび粒が5.0%を超えて混入してはならない。
- 普通小麦のうち1等相当及び2等相当のものには、強力小麦が10%を超えて混入してはならない。
- 小麦には、異物として土砂（これに類するものとし石・ガラス片・金属片及びプラスチック片を含む。）が混入してはならない。

定義

- 百分率…全量に対する重量比をいう。ただし、なまぐさ黒穂病粒率、硝子率及び

発芽率の場合を除く。

- 2 容積重…ブラウェル穀粒計で測定した 1ℓ の重量をいう。
- 3 整粒…2 mm の縦目ふるいをもって分け、そのふるいの上に残る健全粒をいう。
- 4 水分…常圧加熱乾燥法のうち、105℃乾燥法によるものをいう。
- 5 被害粒…損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、くされ粒、たい色粒、虫害粒、碎粒、熱損粒及び種子小麦についての芽くされ粒、胴割粒等）をいう。ただし、被害が軽微で小麦粉の品質及び製粉歩合に影響を及ぼさない程度のものを除く。
- 6 発芽粒…発根又は発芽している粒及び発根又は発芽のこん跡のある粒をいう。
- 7 赤かび粒…赤かび病菌等に侵されて赤色を帯びた粒をいう。
- 8 黒かび粒…かび又は菌等に侵されて黒色を帯びた粒をいう。
- 9 異品種粒…その品種以外の小麦の粒をいう。
- 10 異種穀粒…小麦を除いた他の穀粒をいう。
- 11 異物…穀粒を除いた他のものをいう。
- 12 麦角粒…麦角菌菌糸のかたまり及び麦角菌に侵された穀粒をいう。
- 13 なまぐさ黒穂病粒率…なまぐさ黒穂病菌に侵された粒の供試した粒に対する粒数歩合をいう。
- 14 硝子率…整粒中の硝子質粒の供試した整粒に対する粒数歩合をいう。

(2-1) 普通小粒大麦

	容積重 (g)	整粒 (%)	水分 (%)	被害粒、異種穀粒及び異物				
				計 (%)	熱損粒 (%)	異種穀粒 (%)	異物	
							麦角粒 (%)	左記以外 (%)
1等 相当	600 以上	75.0 以上	13.0 以下	5.0 以下	0.5 以下	0.5 以下	0.0 以下	0.4 以下
2等 相当	540 以上	60.0 以上	13.0 以下	15.0 以下	0.5 以下	1.0 以下	0.0 以下	0.6 以下

(2-2) 普通大粒大麦

	容積重 (g)	整粒 (%)	水分 (%)	被害粒、異種穀粒及び異物				
				計 (%)	熱損粒 (%)	異種穀粒 (%)	異物	
							麦角粒 (%)	左記以外 (%)
1等 相当	620 以上	75.0 以上	13.0 以下	5.0 以下	0.5 以下	0.5 以下	0.0 以下	0.4 以下
2等 相当	560 以上	60.0 以上	13.0 以下	15.0 以下	0.5 以下	1.0 以下	0.0 以下	0.6 以下

附

- 1 普通小粒大麦の規格は、二条大麦以外の大麦で飼料用に供されないものについて適用する。
- 2 普通大粒大麦の規格は、二条大麦で飼料用に供されないものについて適用する。
- 3 被害粒のうち赤かび粒は、普通小粒大麦及び普通大粒大麦のうち1等相当及び2等相当のものにあっては0.0%を超えて混入していくはならない。
- 4 大麦には、異物として土砂（これに類するものとし石・ガラス片・金属片及びプラスチック片を含む。）が混入していくはならない。

定義

- 1 百分率…全量に対する重量比をいう。ただし、発芽勢及び発芽率の場合を除く。

- 2 容積重…プラウェル穀粒計で測定した 1ℓ の重量をいう。
- 3 整粒…2 mm (普通大粒大麦にあっては 2.2 mm) の縦目ふるいをもって分け、そのふるいの上に残る健全粒をいう。
- 4 水分…常圧加熱乾燥法のうち、105℃乾燥法によるものをいう。
- 5 被害粒…損傷を受けた粒 (発芽粒、病害粒、くされ粒、たい色粒、虫害粒、胴割粒、碎粒、熱損粒、空洞粒、硬質粒等) をいう。ただし、被害が軽微で、普通小粒大麦及び普通大粒大麦にあっては精麦の品質及び精麦歩合に影響を及ぼさない程度のものを除く。
- 6 赤かび粒…赤かび病菌等に侵されて赤色を帯びた粒をいう。
- 7 熱損粒…熱等によって損傷を受け、でん粉層まで茶褐色、茶色又は黒色に変色した粒をいう。
- 8 異品種粒…その品種以外の小麦の粒をいう。
- 9 異種穀粒…大麦を除いた他の穀粒をいう。
- 10 異物…穀粒を除いた他のものをいう。
- 11 麦角粒…麦角菌菌糸のかたまり及び麦角菌に侵された穀粒をいう。

(3) はだか麦

	容積重 (g)	整粒 (%)	水分 (%)	被害粒、異種穀粒及び異物				
				計 (%)	熱損粒 (%)	異種穀粒 (%)	異物	
							麦角粒 (%)	左記以外 (%)
1 等 相当	760 以上	70.0 以上	13.0 以下	5.0 以下	0.5 以下	0.5 以下	0.0 以下	0.4 以下
2 等 相当	710 以上	55.0 以上	13.0 以下	15.0 以下	0.5 以下	1.0 以下	0.0 以下	0.6 以下

附

- 1 はだか麦のうち 1 等相当及び 2 等相当のものにあっては、被害粒のうち赤かび粒が 0.0% を超えて混入してはならない。
- 2 はだか麦には、異物として土砂 (これに類するものとし石・ガラス片・金属片及びプラスチック片を含む。) が混入してはならない。

定義

- 1 百分率…全量に対する重量比をいう。ただし、発芽勢及び発芽率の場合を除く。
- 2 容積重…プラウェル穀粒計で測定した 1ℓ の重量をいう。
- 3 整粒…2 mm の縦目ふるいをもって分け、そのふるいの上に残る健全粒をいう。
- 4 水分…常圧加熱乾燥法のうち、105℃乾燥法によるものをいう。
- 5 被害粒…傷を受けた粒 (発芽粒、病害粒、くされ粒、たい色粒、虫害粒、胴割粒、碎粒、熱損粒及び種子はだか麦についての芽くされ粒等) をいう。ただし、普通はだか麦にあっては被害が軽微で精麦の品質及び精麦歩合に影響を及ぼさない程度のものを除く。
- 6 赤かび粒…赤かび病菌等に侵されて赤色を帯びた粒をいう。
- 7 熱損粒…熱等によって損傷を受け、でん粉層まで茶褐色、茶色又は黒色に変色した粒をいう。
- 8 異種穀粒…はだか麦を除いた他の穀粒をいう。
- 9 異物…穀粒を除いた他のものをいう。
- 10 麦角粒…麦角菌菌糸のかたまり及び麦角菌に侵された穀粒をいう。

(4-1) 普通大豆

	粒度 (%)	水分 (%)	被害粒、異種穀粒及び異物			
			計 (%)	著しい被害粒 等 (%)	異種穀粒 (%)	異物 (%)
1等 相当	70.0 以上	15.0 以下	15.0 以下	1.0 以下	0.0 以下	0.0 以下
2等 相当	70.0 以上	15.0 以下	20.0 以下	2.0 以下	1.0 以下	0.0 以下
3等 相当	70.0 以上	15.0 以下	30.0 以下	4.0 以下	2.0 以下	0.0 以下

(4-2) 特定加工用大豆

	粒度 (%)	水分 (%)	被害粒、異種穀粒及び異物			
			計 (%)	著しい被害粒 等 (%)	異種穀粒 (%)	異物 (%)
合格 相当	70.0 以上	15.0 以下	35.0 以下	5.0 以下	2.0 以下	0.0 以下

附

- 北海道において生産された大豆のうち、普通大豆の3等相当のもの及び特定加工用大豆の合格相当のものに限り、その水分の最高限度は、本表の数値に1.0%を加算したものとする。
- 普通大豆及び特定加工用大豆の小粒大豆の産地品種銘柄にあっては直径6.1mm（北海道で生産されたものにあっては直径6.7mm）の丸目ふるいをもって分け、極小粒大豆の産地品種銘柄にあっては直径5.5mmの丸目ふるいをもって分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比が10%未満でなければならない。
- 普通大豆の色の区分は、黄色、黒色、茶色及び青色とし、それぞれの色の大豆にはその色以外の色のものの粒が1等相当のものにあっては0.0%、2等相当のものにあっては5.0%、3等相当のものにあっては10%を超えて混入していくはならない。
- 特定加工用大豆の規格は、豆腐・油揚、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用される大豆に適用する。

定義

- 百分率…全量に対する重量比をいう。ただし、発芽勢及び発芽率の場合を除く。
- 粒度…次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさの目の丸目ふるいをもって分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比をいう。

区分	ふるいの目の大きさ
大粒大豆	直径7.9mm（つるの子及び光黒（北海道で生産されたもの）、ミヤギシロメ（岩手県及び宮城県で生産されたもの）並びにオオツル（群馬県、富山県、石川県、福井県、三重県、滋賀県、京都府及び兵庫県において生産されたもの）にあっては直径8.5mm、タマフクラ（北海道で生産されたもの）にあっては直径9.1mm）
中粒大豆	直径7.3mm
小粒大豆	直径5.5mm
極小粒大豆	直径4.9mm

- 3 水分…常圧加熱乾燥法のうち、105℃乾燥法によるものをいう。
- 4 被害粒…損傷を受けた粒（病害粒、虫害粒、変質粒、破碎粒、皮切れ粒、はく皮粒等）をいう。ただし、普通大豆にあっては、損傷が軽微で製品の品質に影響を及ぼさない程度のものを、特定加工用大豆にあっては製品の品質に影響を及ぼさない程度のものを除く。
- 5 未熟粒…成熟していない粒をいう。
- 6 著しい被害粒等…被害粒のうち著しく損傷を受けたもの及び未熟粒のうち著しく充実度が劣るものをいう。
- 7 異品種粒…その品種以外の大豆の粒をいう。
- 8 異種穀粒…大豆を除いた他の穀粒をいう。
- 9 異物……穀粒を除いた他のもの及び死豆（充実していない粉状質の粒）をいう。
- 10 整粒等…整粒（被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。）、未熟粒及び被害粒（原形の2分の1以下の破碎粒、子葉が1枚の破碎粒及び種皮が完全に離脱したはく皮粒を除く。）をいう。

(5-1) 普通そば

	容積重 (g)	水分 (%)	被害粒、異種穀粒及び異物		
			計 (%)	異種穀粒 (%)	異物 (%)
1等 相当	640 以上	16.0 以下	5.0 以下	1.0 以下	0.0 以下
2等 相当	580 以上	16.0 以下	15.0 以下	2.0 以下	1.0 以下

(5-2) 普通そば（四倍体）

	容積重 (g)	水分 (%)	被害粒、異種穀粒及び異物		
			計 (%)	異種穀粒 (%)	異物 (%)
1等 相当	600 以上	16.0 以下	5.0 以下	1.0 以下	0.0 以下
2等 相当	550 以上	16.0 以下	15.0 以下	2.0 以下	1.0 以下

(5-3) だったんそば

	粒度 (%)	水分 (%)	被害粒、異種穀粒及び異物		
			計 (%)	異種穀粒 (%)	異物 (%)
1等 相当	80.0 以上	16.0 以下	5.0 以下	1.0 以下	0.0 以下
2等 相当	80.0 以上	16.0 以下	15.0 以下	2.0 以下	1.0 以下

附

- 1 普通そば（四倍体）の規格は、みやざきおおつぶ及び信州大そばに適用する。
- 2 普通そばには、だったんそばが0.0%を超えて混入してはならない。

定義

- 1 百分率…全量に対する重量比をいう。ただし、発芽勢及び発芽率の場合を除く。
- 2 容積重…ブラウェル穀粒計で測定した1ℓの重量をいう。

- 3 水分…常圧加熱乾燥法のうち、105℃乾燥法によるものをいう。
- 4 被害粒…損傷を受けた粒（病害粒、虫害粒、変質粒、破碎粒等）をいう。ただし、普通そばにあっては、損傷が軽微で製品の品質に影響を及ぼさない程度のものを除く。
- 5 未熟粒…成熟していない粒をいう。
- 6 異品種粒…その品種以外のそばの粒をいう。
- 7 異種穀粒…そばを除いた他の穀粒をいう。
- 8 異物…穀粒を除いた他のものをいう。

2 品位等区分の確認の方法

(1) 品位等区分の確認の方法

品位等区分の確認については、農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号）第 6 条第 1 項及び同条第 2 項本文に定めるところに準じて行う。また、品位等区分の確認を行った際には、品位等確認記録として様式第 12-3-①号～③号「経営所得安定対策等実施要綱IV」の第 1 に基づく品位等区分の確認記録帳（小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦用）～（そば・だったんそば用）を作成し、これを交付申請が行われた年度の翌年度から 5 年間保存するとともに地方農政局等からの求めに応じ、当該原簿を提出するものとする。

(2) 品位等区分の確認の実施体制

品位等区分の確認の実施体制については、農産物検査法施行規則第 15 条第 1 項に定める者その他これに準ずる相応の能力・知識を有している者が品位等区分の確認を実施し、その数が同条第 3 項第 1 号に定める数以上であるなど品位等区分の確認を的確に実施できる体制を整える。

(3) 品位等区分の確認に必要な機械器具等の整備状況

品位等区分の確認に必要な機械器具等については、農産物検査法施行規則第 16 条第 1 項第 1 号に定めるところに準じて整備する。

3 数量の確認方法

(1) 包装されている対象畑作物

量目は、原則として皆掛重量から風袋重量を差し引いて得られる正味重量が、次に規定する量目の区分に適合しているか確認する。

① 量目

ア 小麦、はだか麦

麻袋又は樹脂袋詰めの場合、60kg 又は 30kg。ただし、1 等相当及び 2 等相当以外に該当すると認められるものは、50kg 又は 25kg とすることができます。

紙袋詰めの場合、30kg。ただし、1 等相当及び 2 等相当以外に該当すると認められるものは、25kg とすることができます。

イ 大麦

麻袋又は樹脂袋詰めの場合、50kg 又は 25kg。ただし、1 等相当及び 2 等相当以外に該当すると認められるものは、40kg 又は 20kg とすることができます。

紙袋詰めの場合、25kg。ただし、1 等相当及び 2 等相当以外に該当すると認められるものは、20kg とすることができます。

ウ 大豆

麻袋又は樹脂袋詰めの場合、60kg 又は 30kg

紙袋詰めの場合、30kg 又は 20kg

エ そば

麻袋又は樹脂袋詰めの場合、45kg 又は 22.5kg

紙袋詰めの場合、22.5kg

② 荷造り及び包装

麻袋、樹脂袋又は紙袋

(2) 包装されていない対象畑作物

確認荷口がフレキシブルコンテナ等の場合の数量確認は、次のとおり行う。

① フレキシブルコンテナを個々に確認する方法

フレキシブルコンテナの重量をそれぞれ計量器で計測し、フレキシブルコンテナの風袋重量を差し引いて算出した重量により数量を確認する。

② トラックスケールにより数量を確認する方法

農産物が積載された状態で車両の重量を計測し、農産物を降ろした後の車両の重量、荷役のためパレット等を用いた場合はその重量及びフレキシブルコンテナの風袋重量を差し引いて算出した重量により数量を確認する。

麦の品質区分と品質評価基準

麦の品質区分と品質評価基準については、平成18年8月7日農林水産省告示第1110号において次のとおり定められています。

1 麦の品質区分

Aランク	評価項目の基準値を3つ以上達成し、かつ、許容値を全て達成している麦
Bランク	評価項目の基準値を2つ達成し、かつ、許容値を全て達成している麦
Cランク	評価項目の基準値を1つ達成し、かつ、許容値を全て達成している麦
Dランク	評価項目の基準値を2つ以上達成しているものの、許容値を達成していない麦 A～Cランクのいずれにも該当しない麦

2 麦の品質評価基準

(1) 小麦(日本麵の製造用)

評価項目	基準値	許容値
たんぱく (低アミロース品種等)	9.7～11.3%	8.5～12.5% (8.0～13.0%)
灰 分	1.60% 以下	1.65% 以下
容 積 重	840g/ℓ 以上	—
フォーリングナンバー	300 以上	200 以上

(注) 「低アミロース品種等」とは、粘弾性(もちもち感)を高め、製麵適性を向上させた品種であり、従来品種と比べたんぱくが上がりにくい特性をもつ品種をいう。

(2) 小麦(パン又は中華麵の製造用)

評価項目	基準値	許容値
たんぱく (超強力品種)	11.5～14.0%	10.0～15.5% (10.0～18.0%)
灰 分	1.75% 以下	1.80% 以下
容 積 重	833g/ℓ 以上	—
フォーリングナンバー	300 以上	200 以上

(注) 「超強力品種」とは、グルテンの質が通常の強力品種よりも更に強靭な品種をいう。

(3) 小麦(醸造用)

評価項目	基準値	許容値
たんぱく	I 11.5%以上 12.0%未満	10.0%以上
	II 12.0%以上 13.5%未満	
	III 13.5%以上	
容 積 重	760g/ℓ 以上	—

(注) たんぱくIは品質評価項目の基準値を1つ達成、たんぱくIIは2つ達成、たんぱくIIIは3つ達成したものとする。

(4) 二条大麦(麦茶の製造用以外のもの)

評価項目	基準値	許容値
容 積 重	709g/ℓ 以上	—
細 麦 率	2.5mm(篩)下に3.0%以下	—
白 度	40以上 基準歩留：55%	37以上
正常粒率	80%以上 (65%歩留時) 1.8mm(篩)上(碎粒を除きます。)	70%以上

(5) 六条大麦及びはだか麦(麦茶の製造用以外のもの)

評価項目	基準値	許容値
容 積 重	六条大麦 690g/ℓ 以上 はだか麦 840g/ℓ 以上	—
細 麦 率	六条大麦 2.2mm(篩)下に2.0%以下 はだか麦 2.0mm(篩)下に2.0%以下	—
白 度	43以上 基準歩留：六条大麦 55% はだか麦 60%	40以上
硝 子 率	六条大麦 40%以下 はだか麦 50%以下	50%以下 60%以下

(6) 二条大麦、六条大麦及びはだか麦(麦茶の製造用)

評価項目	基準値	許容値
たんぱく	I 7.5%以上 9.0%未満	6.5%以上
	II 9.0%以上 10.5%未満	
	III 10.5%以上	
細 麦 率	二条大麦 2.2mm(篩)下に2.0%以下 六条大麦 2.0mm(篩)下に2.0%以下 はだか麦 2.0mm(篩)下に2.0%以下	—

(注) たんぱくIは品質評価項目の基準値を1つ達成、たんぱくIIは2つ達成、たんぱくIIIは3つ達成したものとする。

パン・中華麺用品種の対象範囲

畑作物の直接支払交付金の数量払において、パン・中華麺用品種の交付単価が適用される品種は、平成18年8月7日農林水産省告示第1110号において次のとおり定められています。

品種名	産地名
キタノカオリ	北海道
つるきち	北海道
はるきらり	北海道
ハルユタカ	北海道
春よ恋	北海道
みのりのちから	北海道
ゆめちから	北海道、福井県、長野県、滋賀県、兵庫県（加古川市、加古郡稻美町及び加古郡播磨町）、島根県
ゆきちから	青森県、岩手県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県
銀河のちから	岩手県、宮城県、秋田県、鳥取県
コユキコムギ	岩手県（西磐井郡平泉町）
ナンブコムギ	岩手県
やわら姫	岩手県
夏黄金	宮城県、新潟県
アオバコムギ	福島県
ゆめかおり	茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、山梨県、長野県
ユメシホウ	茨城県、千葉県、神奈川県、三重県
タマイズミ	栃木県（小山市、下野市及び下都賀郡野木町）、岐阜県、三重県
ダブル八号	群馬県

ハナチカラ	長野県
ハナマンテン	埼玉県、長野県
ニシノカオリ	神奈川県、三重県、滋賀県
福井県大三号	福井県
ユメアサヒ	長野県
ゆめあかり	愛知県
ミナミノカオリ	滋賀県、兵庫県、鳥取県、島根県、広島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県（中津市及び豊後高田市以外）、宮崎県、鹿児島県
せときらら	京都府、兵庫県、岡山県、山口県、愛媛県、鹿児島県
セトデュール	兵庫県
はるみずき	奈良県、香川県、大分県（大分市及び宇佐市）
ちくしW二号	福岡県
みなみのやわら	福岡県
モチハルカ	福岡県、熊本県
さちかおり	佐賀県
はる風ふわり	佐賀県
長崎W二号	長崎県
くまきらり	熊本県

(注) 上記表中の品種名の欄に掲げた品種の小麦については、平成18年8月7日農林水産省告示第1110号の備考一のイ及びロの適用となることが別紙2「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲」に定めた確認書類において確認できる場合には、産地にかかわらず、パン・中華麺用品種の交付単価の適用対象とします。

面積払の交付対象農地

1 面積払の対象となる農地の基本的な考え方

- (1) 面積払の対象となる農地は、IVの第1の1の(1)の②のイの(ア)及び(イ)の農地のうち、数量払の交付対象となる畑作物が作付けられた水田及び畠地です。なお、畠地については登記簿上の地目が「雑種地」等であっても対象となります。
- (2) また、農作業委託契約に基づき、受託者が基幹三作業（耕起・整地、は種及び収穫）を行い、対象作物を受託者名義で出荷・販売する者の農地も対象に含まれます。
- (3) 面積払の対象となる農地については、

- ① 圃場整備に伴う確定測量の結果
- ② 農地台帳
- ③ 地積調査の結果
- ④ 土地登記簿
- ⑤ 固定資産課税台帳

等の公的資料に記載された面積データ等を複数確認することとし、これらにより照合ができない場合については、図測や実測により把握することを基本とします。

(注) なお、農地台帳の再整備(地図化)を図る観点から、交付申請された農地が、農地台帳に記載されていない場合には、地番・本地面積等を調査の上、適切に農地台帳に反映させていく必要があります。

2 面積払の交付対象面積

面積払の交付対象となる当年産作付面積の確認については、地域協議会等と地方農政局等が十分に連携の上、下記の①～④の複数の情報の確認を行うことにより、交付対象面積として確定することとします。

- ① 農業共済組合等からの農作物・畑作物共済の引受面積等の情報
- ② 農協等(含む糖業事業者)が取りまとめた作付面積の情報
- ③ 市町村等が保有する GIS 等地図情報システムのデータ提供
- ④ ①、②、③により確認ができない場合には現地での実測等(未作付等が含まれる農地については、実測又は合理的な計算により、これを当年産作付面積から控除)

収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類

対象作物	生産実績数量の対象範囲	確認書類
米穀 (種子用又は用途限定米穀以外のものであること。以下同じです。)	<p>交付前年度に生産した米穀のうち、次のア及びイを満たすものの数量。ただし、集落営農であってその構成員に収入保険に加入している者がいる場合にあっては、当該構成員に係る数量を除いた数量。</p> <p>ア 次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 積立申出者が、交付前年度の6月30日までに社団法人米穀安定供給確保支援機構（以下「米穀機構」といいます。）の会員又は当該会員の構成員（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」といいます。）第47条第1項の規定による届出（出荷の事業に係るものに限りります。）をしているものに限ります。以下「米穀機構傘下業者」といいます。）との間で当該者に対し米穀を販売すること又は販売を委託して出荷することを約した契約を締結し、かつ、交付前年度の3月31日までに当該契約に基づき販売し、又は販売を委託して出荷したもの</p> <p>(イ) 積立申出者又は積立申出者から委託を受けた米穀を販売する者（米穀機構傘下業者を除く。以下「販売受託者」といいます。）が、交付前年度の6月30日までに米穀の販売予定数量に関する計画を作成し、かつ、交付前年度の3月31日までに当該計画に基づき販売の相手方との間で当該相手方に対し米穀を販売することを約した契約（以下「販売契約」といいます。）を締結して、当該契約に基づき販売の対象としたもの</p> <p>イ 検査法第3条に規定する玄米に係る品位等検査（以下「米穀品位等検査」といいます。）を交付前年度の3月31日までに受け、当該検査において3等以上の等級に格付けされたもの又は当該等級に相当すると認められるもの</p> <p>この場合において、当該等級に相当するものについては、次のいずれかに該当するものに限るものとします。</p> <p>(ア) 災害等により作柄が著しく不良となり、米穀品位等検査において3等に満たない品位に格付けされた米穀が発生したときは、一定の品位基準等を満たし、主食用に販売されることが販売伝票等により客観的に確認できるもの</p> <p>(イ) 共同乾燥調製施設等において調製されたもみにあっては、当該施設等に配置された農産物検査員（検査法第17条第2項第</p>	<p>1 アに関する確認書類</p> <p>① アの(ア)に該当するものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 交付前年度の3月31日までに主食用として販売し、又は販売を委託して出荷した数量を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど） 積立申出後に契約数量に変更があった場合は、その変更内容が確認できる書類（変更契約書の写しなど） <p>② アの(イ)に該当するものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 交付前年度の3月31日までに主食用として販売の対象とした数量を確認できる書類（販売契約書の写し、販売伝票の写し、販売委託契約書の写し、販売代金精算書の写しなど） <p>2 イに関する確認書類</p> <p>① 米穀品位等検査において、3等以上の等級に格付けされたもの及び農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）第1の2の(3)のハの(ロ)の水稻うるち玄米(二)の規格項目の検査において、死米の測定値が20%以下、死米と碎粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下の全ての規格を満たすものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 米穀品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど） <p>② イの(イ)に該当するものについては、以下に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 販売先において主食用とすることが

1号に規定する者をいいます。)による当該ばらもみから生産される玄米の数量及び相当等級の確認が行われ、3等以上の等級に相当すると認められたもの

- (ウ) 備蓄米(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第29条の規定により政府が買い入れる米穀をいう。)のうち、米穀品位等検査を受けていないもの
- (イ) 次のiからviまでの要件を満たし、主食用に販売されることが販売伝票等により客観的に見て明らかと判断されるもの
- i. 販売先において主食用とすることが決定していること
 - ii. 1.70mm以上のふるい目幅で調製されていること
 - iii. 水分の含有率が、以下に定める基準以下であること
 - (i)醸造用玄米を除く玄米にあっては、16.0%
 - (ii)醸造用玄米にあっては、
 - ① 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の各道県にあっては、16.0%
 - ② 新潟県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県及び沖縄県の各県にあっては、15.5%
 - ③ その他の都府県にあっては、15.0%
 - iv. 産年が明らかにされていること
 - v. 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)第4条第1項に基づき、産地情報が伝達されていること
 - vi. 加入者が所属する市町村(IVの第1の1の(3)の②のアの(i)のa、b又はcに規定する市町村をいい、以下「加入者所属市町村」といいます。)が北海道、兵庫県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の場合にあっては品種名が明らかにされていること

決定していることを確認できる書類
('1 アに関する確認書類'の②に掲げる確認書類)

- 1.70mm以上のふるい目幅で調製したことが確認できる書類(1.70mm以上のふるい目幅で調製したことを明記した出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど)
- 水分含有率がイの(i)のiiiに定める基準を満たしていることが確認できる書類(イの(i)のiiiに定める基準を満たしていることを明記した出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど)
- 産年を確認できる書類(栽培記録の写しなど)
- 産地を確認できる書類(産地情報が記された出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど)
- 品種を確認できる書類(種子購入伝票の写し、栽培記録の写しなど。加入者所属市町村が北海道、兵庫県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の場合に限る。)

集落営農であってその構成員に収入保険に加入している者がいる場合にあっては、当該構成員に係る数量を確認できる書類も添付してください。

確認書類の枚数が著しく多い場合は、積立申出者自身がその数量に係る一覧表を作成して、その旨を申し出ることにより書類の添付を省略することができます。

米穀以外の 対象作物 (麦、大豆、てん 菜及びでん粉原料 用ばれいしょ)	<p>別紙2「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲」の「品質区分別生産量の対象範囲」と同じです。ただし、集落営農であってその構成員に収入保険に加入している者がいる場合にあっては、当該構成員に係る数量を除いたものが対象となります。</p>	<p>別紙2「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲」の「確認書類」と同じです。 ただし、集落営農であってその構成員に収入保険に加入している者がいる場合にあっては、当該構成員に係る数量を確認できる書類も添付してください。</p>
--	---	--

(注1) 品位等検査等の実施を求める申請書に記載する検査請求者及び販売伝票等に記載する販売者の住所及び氏名又は名称は、原則として「経営所得安定対策等交付金交付申請書」(様式第1号)に記載した住所及び氏名又は名称としてください。

(注2) イの(イ)に該当することを確認するために提出した販売伝票等に記載されたふるい目幅及び水分含有率の根拠となる記録簿等は、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管してください。

収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出

1 単位面積当たり標準的収入額の算出

単位面積当たり標準的収入額は、前年産以前5か年産の各年産における10a当たり収入額（各年産における販売価格に各年産における単収を対象作物ごとにそれぞれ乗じて得られる額をいいます。以下同じです。）のうち最大のもの及び最小のものを除いたものを合算し、3で除して得られる額とします。

2 当年産単位面積当たり収入額の算出

当年産における10a当たりの収入額（以下「当年産単位面積当たり収入額」といいます。）は、当年産における販売価格に単収を対象作物の種類ごとにそれぞれ乗じて得られる額とします。

3 販売価格及び単収

対象作物の種類ごとの販売価格及び単収は、それぞれ下表に定めるものとします。

ただし、4により、単位面積当たり標準的収入額等について地域等区分が設定されている場合は、当該地域等区分ごとに都道府県知事が農林水産大臣に提出する販売価格又は単収とします。

対象作物	販売価格	単収
米穀	国が公表する都道府県産の産地品種銘柄の相対取引価格（消費税、包装代を除いたものとします。）のうち、当該年産の前年産のもので米穀品位等検査を受けた水稻うるち玄米の数量の多い順上位3銘柄（当該年産の前年産のもので米穀品位等検査を受けた当該産地品種銘柄が2銘柄である場合にあっては、当該2銘柄）について、報告徴収した各産地品種銘柄の価格を年産を通して毎月ごとの相対取引数量で加重平均した価格（以下「年産平均相対価格」といいます。）を各産地品種銘柄の当該年産の前年産のもので	農林水産統計の都道府県ごとの10a当たり収量（1.7mm基準ベース）

	<p>米穀品位等検査を受けた水稻うるち玄米の数量で加重平均した価格（当該年産の前年産のもので米穀品位等検査を受けた産地品種銘柄が1銘柄である場合にあっては、当該1銘柄についての年産平均相対価格）</p> <p>※1 1に係る前年産の収入額及び2の収入額に係る販売価格及び数量は、それぞれ交付前年度の3月31日までの取引に係るものを使用します。</p> <p>※2 米穀品位等検査を受けた水稻うるち玄米の数量は、当該検査を受けた年産に係る年度の翌年6月30日までのものを使用します。</p>	
麦	<p>小麦（春期には種する小麦と秋期には種する小麦別）、二条大麦、六条大麦及びはだか麦の別に、一般社団法人全国米麦改良協会（以下「米麦改良協会」といいます。）が定める民間流通麦の入札業務規程に基づき入札取引が行われた年産に係る都道府県産の産地品種銘柄のうち、落札数量の多い順の上位3銘柄（入札取引が行われた産地品種銘柄が2銘柄である場合にあっては、当該2銘柄とします。）について、米麦改良協会が公表した各産地品種銘柄の価格（包装代、消費税等相当額を除いた価格とします。）を年産を通して入札回ごとの落札数量で加重平均した価格（平成23年産以降の小麦にあっては、当該価格に、入札が行われた時点における輸入麦の政府壳渡価格に対する、下記に定める取引期間ごとの輸入麦の政府壳渡価格の比率を乗じて算出した取引期間ごとの価格を、取引期間ごとの取引数量で加重平均した価格。以下「年産平均価格」といいます。）を各産地品種銘柄の落札数量で加重平均した価格（入札取引が行われた産地品種銘柄が1銘柄である場合にあっては、当該1銘柄についての年産平均価格）</p> <p>取引期間① 生産年の4月1日から9月30日まで</p>	<p>農林水産統計の都道府県ごとの10a当たり収量（小麦にあっては、春期には種する小麦と秋期には種する小麦に区分したもの。）</p>

	<p>取引期間② 生産年の10月1日から翌年の3月31日まで</p> <p>取引期間③ 生産年の翌年4月1日から9月30日まで</p> <p>※ 小麦については、平成23年産以降の1に係る前年産の収入額及び2の収入額に係る各産地品種銘柄ごとの年産平均価格にあっては、取引期間③の取引数量として、取引予定数量を使用するものとします。</p>	
大豆	<p>公益財団法人日本特産農産物協会（以下「特農協会」といいます。）が定める大豆の入札取引に係る業務規程に基づき入札取引が行われた年産に係る都道府県産の産地品種銘柄のうち、落札数量の多い順の上位3銘柄（入札取引が行われた産地品種銘柄が2銘柄である場合にあっては、当該2銘柄とします。）について、特農協会が公表した各銘柄の年産平均価格を各産地品種銘柄の落札数量で加重平均した価格（入札取引が行われた産地品種銘柄が1銘柄である場合にあっては、当該1銘柄についての年産平均価格）</p> <p>※ 1に係る前年産の収入額及び2の収入額に係る落札価格及び落札数量は、それぞれ翌年の3月31日までの取引に係るものとします。</p>	農林水産統計の都道府県ごとの10a当たり収量
てん菜	<p>てん菜白糖の販売価格を収入分配して得られるてん菜の販売価格（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号。以下「価格調整法」といいます。）第21条第2号に規定するてん菜糖製造事業者とてん菜生産者の約定に基づき、各年産のてん菜を原料として製造されるてん菜白糖の販売収入（当該てん菜白糖が主に製造される砂糖年度に適用される価格調整法第22条第2項第3号に規定する額にてん菜白糖の標準的な販売費用の額を加えた額を基礎として当該約定の定めるところにより算出される額）を分配して得られる価格のうち北海道平均のものに相当する額）</p>	農林水産統計の都道府県ごとの10a当たり収量

でん粉原料用ばれいしょ	<p>糖化用等交付金交付の対象用途に仕向けられるばれいしょでん粉の販売価格を収入分配して得られるでん粉原料用ばれいしょの販売価格（価格調整法第35条第2号に規定するばれいしょでん粉製造事業者とでん粉原料用ばれいしょ生産者との約定に基づき、各年産のでん粉原料用ばれいしょを原料として製造されるばれいしょでん粉の販売収入（価格調整法第36条第2項第3号に規定する額を基礎として当該約定の定めるところにより算出される額）を分配して得られる価格の北海道平均のものに相当する額）</p> <p>※ 1に係る前年産の収入額及び2の収入額に係る価格にあっては、その算出に用いる価格調整法第36条第2項第3号に規定する額は、生産した年の翌年6月末までの間に適用される輸入に係るでん粉につき同法第31条第1項第1号の規定により定められる機構の売戻しの価格を基礎とするものとします。</p>	農業共済制度に係る北海道でのん粉加工用（一類）の10a当たり収量
-------------	---	----------------------------------

(注1) 1に係る前年産以前5か年産の販売価格のいずれかの年産において、都道府県の产地品種銘柄の価格及び数量がない場合にあっては、前年産以前5か年産及び2の当年産に係る販売価格としては、全て全产地品種銘柄価格（全产地品種銘柄の年産平均価格を各产地品種銘柄の当該年産の前年産のもので品位等検査を受けた数量で加重平均した価格をいいます。以下同じです。）を使用します。

ただし、当年産においてのみ当該都道府県に係る产地品種銘柄の価格及び数量がない場合は、当該都道府県の产地品種銘柄の前年産の年産平均価格を当該前年産の落札数量で加重平均した価格に、当年産の全产地品種銘柄価格を前年産の全产地品種銘柄価格で除した数を乗じて得られる価格を使用します。

(注2) 1に係る前年産以前5か年産の単収のいずれかの年産において、都道府県ごとの10a当たり収量が公表されていない場合にあっては、前年産以前5か年産及び2の当年産に係る単収としては、当該都道府県の属する全国農業地域別の10a当たり収量を使用するものとし、当該全国農業地域別の10a当たり収量が公表されていない場合にあっては、全国の10a当たり収量を使用します。

ただし、当年産においてのみ当該都道府県に係る単収がない場合は、当該都道府県

の前年産の単収を、前年産の当該都道府県が属する全国農業地域の単収に、当年産の当該都道府県が属する全国農業地域の単収で除した数を乗じて得られる単収を使用します。

4 地域等区分

(1) 地域等区分の設定

単位面積当たり標準的収入額、当年産単位面積当たり収入額及び別紙8「収入減少影響緩和交付金における交付金額の算定方法」の3の共済金相当額（以下「単位面積当たり標準的収入額等」といいます。）は、原則として都道府県ごとに算出するものとしますが、都道府県知事の申請により、都道府県内の地域別並びに対象作物の種類別及び产地品種銘柄別の区分（以下「地域等区分」といいます。）を設けることができます。

また、地域等区分は、原則として変更できないものとし、地域等区分を設定しなかった場合も同様とします。

(2) 地域等区分設定の手続

ア 都道府県知事は、地域等区分の設定を申請又は変更しようとするときは、当年の1月31日までに、「収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分申請書」（様式第10-2号）を地方農政局長等を経由して農林水産大臣に提出します。

イ 農林水産大臣は、申請のあった地域等区分が、(3)に掲げる要件に該当する場合は、当該地域等区分を設定します。

(3) 地域等区分設定の要件

ア 共通事項

(ア) 当該地域等区分に係る単位面積当たり標準的収入額等の算出に使用するデータの全てについて、客観性及び透明性が確保されていること

(イ) 単位面積当たり標準的収入額等の算出に使用する対象作物の種類ごとの販売価格や単収のデータの採り方について、当年産及び前年産以前5か年産において連続性が確保されていること

(ウ) 都道府県知事が、単位面積当たり標準的収入額等の算出に使用するデータについて、(4)のデータの提出期限までに提出することが確実と認められること

(エ) 当該地域等区分に係る積立申出者の生産実績数量の把握が可能であること

イ 販売価格

原則として、米穀は産地品種銘柄ごとの年産平均相対価格及び米検査数量の加重平均価格とし、麦は米麦改良協会、大豆は特農協会がそれぞれ公表する産地品種銘柄ごとの落札価格及び落札数量の加重平均価格とします。

また、米穀のうち、水稻もち米や醸造用玄米のように、食糧法第52条第1項の報告徴収の対象となっていないものにあっては、全国農業協同組合連合会、全国主食集荷協同組合連合会等（以下「全農等」といいます。）と販売の相手先との相対取引による販売価格及び販売数量の加重平均を3の販売価格の扱いに準じて使用することができます。（この場合、(4)のア及びイのデータを提出する際に、販売価格の根拠となった全農等と販売の相手先との相対取引による販売価格及び販売数量のデータを添付することとします。）

なお、3に定めるところにより麦及び大豆の販売価格を算定する都道府県であって、当該都道府県の産地品種銘柄の年産平均価格を各銘柄の落札数量で加重平均した価格（以下「都道府県平均落札価格」といいます。）に代えて地域等区分に応じた販売価格を算定し使用しようとするものは、当年産又は前年産以前5か年産のいずれかの年産において、災害等を要因として生産量、集荷量及び品質が平年を著しく下回る等のやむを得ない事情により販売価格の算定に必要な産地品種銘柄の落札価格及び落札数量のデータが採れず、その算定が困難と認められる年産があるときは、(4)のデータの提出の際に農林水産大臣に申請することにより、その年産の販売価格について、都道府県平均落札価格を使用することができます。

ウ 単収

原則として、農林水産統計によるデータ

エ 標準単収

原則として、農業共済制度において設定される単位当たり収穫量

(4) 地域等区分データの提出

都道府県知事は、次のア及びイに掲げるデータについて、それぞれ定める期日までに、「収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分データ報告書」（様式第10-3号）により、地方農政局長等を経由して農林水産大臣に提出します。

ア 単位面積当たり標準的収入額に係るデータ 当年の5月10日

イ 当年産単位面積当たり収入額に係るデータ及び共済金相当額に係るデータ

翌年の5月10日

収入減少影響緩和交付金における交付金額の算定方法

1 当年生産面積の算出

地方農政局長等は、提出された「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」（様式第10-1号）に記載された対象作物の種類ごとの生産実績数量を確認し、当該数量を別紙7「収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出」の3に定める対象作物の種類ごとの当年産の単収で除して得た面積を当年産における当該交付申請者ごとの対象作物の生産面積（以下「当年生産面積」といいます。）として算出します。

2 交付金額の算定

地方農政局長等は、次の(1)から(3)までにより当該交付申請者ごとの交付金額を計算します。

なお、この場合において、交付金額の計算については、当該交付申請者が、
 ア 認定農業者又は特定農業団体であるときは、改善計画認定市町村
 イ 集落営農組織（特定農業団体を除きます。）であるときは、当該集落営農が法人化及び農地利用の集積が確実であると判断した市町村
 ウ 認定新規就農者であるときは、就農計画認定市町村
 が属する地域に設定された単位面積当たり標準的収入額等を適用します。

(1) 標準的収入額

交付申請者ごとの標準的な収入の額（以下「標準的収入額」といいます。）は、対象作物の種類ごとに次の算式により算出された額を合算した額とします。

$$\text{単位面積当たり標準的収入額} \times \text{当年生産面積}$$

(2) 当年産収入額

交付申請者ごとの当年産の収入の額（以下「当年産収入額」といいます。）は、対象作物の種類ごとに次の算式により算出された額を合算した額とします。

$$\text{当年産単位面積当たり収入額} \times \text{当年生産面積}$$

(3) 交付金額

交付申請者ごとの収入減少影響緩和交付金の交付金額は、次の算式により算出された金額とします。ただし、当該交付申請者ごとの積立金の全額の3倍に相当する額を上限とします。

((標準的収入額 - 当年産収入額) × 0.9 - 共済金相当額^(注)) × 0.75

(注) 共済金相当額が算定される場合には、共済金相当額を控除します。

3 共済金相当額

(1) 共済金相当額を控除する場合

災害等により収量の減少があった場合に支払われる農業共済制度における共済金と収入減少影響緩和交付金が重複して補填されることを回避するため、当年産において、対象作物の種類ごとに、単収を当該年産の標準的な 10a 当たりの収量（以下「標準単収」といいます。）で除して得られる割合が、当該対象作物の種類ごとの 9 割を下回った場合は、農業共済制度が発動したとみなし、共済金相当額を控除します。

(2) 共済金相当額の算出

交付申請者ごとの共済金相当額は、(1)に該当する対象作物であって、その種類ごとに次の算式により算出された額を合算した額とします。

単位面積当たり共済金相当額 ^(注) × 当年産生産面積

(注) 単位面積当たり共済金相当額 = (標準単収 × 9 割 - 単収) × 数量当たり
価額

ア 単収

単収は、それぞれ別紙 7 「収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出」の 3 に定める単収と同じです。

イ 標準単収

標準単収は、それぞれ次に定めるものとします。

なお、アにおいて、全国農業地域の 10a 当たり収量を使用する場合における標準単収は、当該全国農業地域に属する都道府県の標準単収を当該都道府県ごとの前年産の作付面積の加重平均により算出された単位当たり収穫量とし、全国の 10a 当たり収量を使用する場合は、同様の手法により算出された全国の単位当たり収穫量とします。

この全国農業地域及び全国の 10a 当たりの標準単収を算出する場合に、(イ) のただし書又は(ウ)のただし書に該当する都道府県を計算に含める必要があるときは、この計算に使用する都道府県の標準単収は、(イ)のただし書又は(ウ)のただし書の規定にかかわらず、麦にあっては農作物共済引受要綱第 1 章第 8 節第 4 の 1 の規定に、大豆及びてん菜にあっては畑作物共済引受要綱第 1

章第8節第5の1の規定に基づき農林水産省経営局長が都道府県ごとに通知する単位当たり収穫量（春期には種する小麦と秋期には種する小麦に区分したもの）とします。

ただし、別紙7「収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出」の4により、単位面積当たり標準的収入額等について地域等区分が設定されている場合は、当該地域等区分ごとに都道府県知事が農林水産大臣に提出する標準単収とします。

(ア) 米穀

農林水産統計の都道府県ごとの10a当たり平年収量（1.7mm基準ベース）

(イ) 麦

農作物共済引受要綱第1章第8節第4の1の規定に基づき農林水産省経営局長が都道府県ごとに通知する単位面積当たり収穫量（小麦にあっては、春期には種する小麦と秋期には種する小麦に区分したもの）

ただし、同節第4の1の（1）のエのただし書又は同節第4の1の（2）のウのただし書の規定を適用した都道府県にあっては、農林水産省経営局長が都道府県に通知する単位当たり収穫量に代えて、同節第4の1の（1）及び（2）の規定に基づき、当該都道府県知事が定めた農業共済組合等ごとの単位当たり収穫量を当該農業共済組合等ごとの作付面積で加重平均することにより算出された当該都道府県の平均単位当たり収穫量とします。

(ウ) 大豆及びてん菜

畑作物共済引受要綱第1章第8節第5の1の規定に基づき農林水産省経営局長が都道府県ごとに通知する単位当たり収穫量

ただし、同節第5の1の（1）のエのただし書又は同節第5の1の（2）のウのただし書の規定を適用した都道府県にあっては、農林水産省経営局長が当該都道府県に通知する単位当たり収穫量に代えて、同節第5の1の（1）及び（2）の規定に基づき、当該都道府県知事が定めた農業共済組合等ごとの単位当たり収穫量を当該農業共済組合等ごとの作付面積で加重平均することにより算出された当該都道府県の平均単位当たり収穫量とします。

(エ) でん粉原料用ばれいしょ

畑作物共済引受要綱第1章第8節第5の4の規定に基づき北海道知事が農林水産省経営局長に報告する単位当たり収穫量

ウ 数量当たりの価額

対象作物の種類ごとの数量当たりの価額は、当年に生産された年産に係るものとし、それぞれ次に定めるものとします。

(ア) 米穀

農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号）第 91 条第 1 項の規定により、農林水産大臣が定める水稻の 1 kg当たり共済金額における都道府県ごとの最高額

(イ) 麦

農業保険法施行規則第 91 条第 1 項の規定により、農林水産大臣が定める麦（ビールの用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの及び種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものと除きます。）の 1 kg当たり共済金額（法第 5 条第 1 項の規定に基づき法第 3 条第 1 項第 2 号の交付金の交付の申請をする者であって法第 2 条第 4 項各号に掲げる要件に該当するもの（以下「対象農業者」といいます。）が耕作の業務を當む耕地に係るものに適用する金額を除きます。）における都道府県ごとの最高額（小麦にあっては、春期には種する小麦と秋期には種する小麦に区分したもの）

(ウ) 大豆、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょ

農業保険法施行規則第 144 条第 1 項の規定により、大豆については 10 kg を単位として、また、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょについては 1,000 kg を単位として、農林水産大臣が定める共済金額（対象農業者が耕作の業務を當む耕地に係るものに適用する金額を除きます。）における都道府県ごとの最高額をそれぞれ 1 kg当たりのものとして換算した額

4 共済金相当額の調整

3 により対象作物の種類ごとに共済金相当額を算出する場合において、次に定める場合に該当するときは、それぞれの場合に対応する額を単位面積当たり共済金相当額とみなします。

- (1) 単位面積当たり共済金相当額が、単位面積当たり標準的収入額から当年産単位面積当たり収入額を控除して得られる額の 9 割の額を上回る場合にあっては、当該 9 割の額
- (2) 当年産単位面積当たり収入額が単位面積当たり標準的収入額を上回る場合にあっては、零

収入減少影響緩和交付金における積立金の算定方法

1 積立基準収入額の算出

積立て申出をした農業者（以下「積立申出者」といいます。）ごとの当年積立額の算出の基準となる収入額（以下「積立基準収入額」といいます。）は、対象作物の種類ごとに次の算式により算出された額を合算した額とします。

単位面積当たり標準的収入額^(注) × 生産予定面積

(注) 単位面積当たり標準的収入額については、

- ア その者が認定農業者又は特定農業団体であるときは、改善計画認定市町村
- イ その者が集落営農組織（特定農業団体を除きます。）であるときは、当該集落営農が法人化及び農地利用の集積が確実であると判断した市町村
- ウ その者が認定新規就農者であるときは、就農計画認定市町村が属する地域に設定されたものとします。

2 当年積立額の算出

積立申出者ごとの当年積立額は、積立基準収入額を基準として、積立申出者の繰越積立残額に応じて、それぞれ次の算式により算出された額とします。

なお、繰越積立残額が積立基準収入額の4.5%以上の場合には、当年積立額は算出しないものとします。

- ア 繰越積立残額が零の場合 次のいずれかの算式により算出された額
 - (ア) 積立基準収入額×2.25%
 - (イ) 積立基準収入額×4.5%
- イ 繰越積立残額が積立基準収入額の2.25%未満の場合 次のいずれかの算式により算出された額
 - (ア) 積立基準収入額×2.25%
 - (イ) 積立基準収入額×4.5%－繰越積立残額
- ウ 繰越積立残額が積立基準収入額の2.25%以上4.5%未満の場合
積立基準収入額×4.5%－繰越積立残額

3 積立金の額の確定

地方農政局長等は、積立申出者からの交付申請を受け、別紙8の1により対策加入者ごとの当年産生産面積を算出したときは、次の算式により当該積立申出者ごとに算出された額又は当該対策加入者が当年積立額を納付した後の積立金の額のいずれか低い額を、当該積立申出者の当年における積立金の額として確定し、積立申出者に通知します。

ア 積立金の額が積立基準収入額の2.25%以上4.5%未満の場合

標準的収入額× 2.25%+繰越積立残額

イ 積立金の額が積立基準収入額の4.5%の場合

標準的収入額× 4.5%

ウ 積立金の額が積立基準収入額の4.5%を超える場合

繰越積立残額－（積立基準収入額×4.5%－標準的収入額×4.5%）

4 積立金返納額の算出

地方農政局長等は、積立金を積み立てている積立申出者が次のアからキまでに掲げる場合に該当することとなったときは、それぞれの場合に対応する額を、当該積立申出者の積立金を取り崩した上で返納するよう、別紙10「収入減少影響緩和交付金における積立金管理者」により指定された積立金管理者に対し指示するとともに、イ、ウ、エ、オ及びキに該当する場合は、当該積立申出者にも通知します。

また、指示を受けた積立金管理者は、通知されたところにより、当該積立申出者に積立金を返納し、その結果を「収入減少影響緩和交付金の積立金返納状況報告書」（様式第10-4号）により、地方農政局長等に報告します。

ア 交付金の交付を受ける場合 当該交付金の交付金額の3分の1

イ 積立金の返納の申出をした場合 積立金の全額

ウ 積立金の積立ての申出時期に積立ての申出をしなかった場合 積立金の全額

エ 当年積立額を納付期限までに納付せず、かつ、その者の繰越積立残額が、当年における積立基準収入額の4.5%を下回る場合 積立金の全額

オ 納付した額が通知された積立額を超えた場合 その超えた部分に相当する額
カ その者の当年における標準的収入額がその者の当年における積立基準収入額を下回った場合であって、

(ア) 積立金の額が当該積立基準収入額の2.25%以上4.5%未満であるとき その差額×2.25%

(イ) 積立金の額が当該積立基準収入額の4.5%以上であるとき その差額×4.5%

キ 交付金の交付申請があった際に、その者が対象農業者でないことが確認された場合 積立金の全額

収入減少影響緩和交付金における積立金管理者

1 積立金管理者の指定

- (1) 農林水産大臣は、収入減少影響緩和交付金に係る積立金を適切に管理することができると認められるものとして、都道府県知事の意見を聴いて、都道府県ごとに積立金管理者を指定します。
- (2) 積立金管理者の指定を受けようとする者は、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者指定申請書」（様式第 10-5 号）に、定款又は規約の写しを添付し、地方農政局長等を経由して農林水産大臣に申請するものとし、農林水産大臣は、その内容が適當と認められる場合は、当該申請者に対しその旨を通知します。
- (3) (2)の通知を受けた指定申請者は、定款又は規約において、収入減少影響緩和交付金に係る積立金の管理を行う旨を定め、当該定款又は規約の写し、預金口座及び事務取扱責任者について「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書」（様式第 10-6 号）により、速やかに、地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告します。
- (4) 積立金管理者は、組織の名称、代表者氏名、住所、定款又は規約その他の積立金管理者の指定申請にかかる事項を変更しようとするときは、速やかに、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者変更届」（様式第 10-7 号）により、地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告します。
この場合において、当該報告が、組織の合併等による 2 の積立金管理者の要件に係る変更の報告の場合には、都道府県知事の意見を添付します。（2 の積立金管理者の要件に係る事項の変更の報告ではない場合（例えば、主たる事務所の移転による住所変更等の軽微な変更の報告を行う場合）は、この限りではありません。）。
- (5) 積立金管理者は、(3)の報告に係る事項について変更が生じた場合は、速やかに、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書変更届」（様式第 10-8 号）により、地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告します。

2 積立金管理者の要件

積立金管理者の要件は、次に掲げるものとします。

- (1) 都道府県内の全ての対策加入者に係る積立金の適切な管理が可能な公正かつ中

立な組織

- (2) 組織の定款又は規約が定められ、恒常的に存続することが確実と見込まれること
- (3) 地方農政局長等の指示に基づき積立金を管理し、収入減少影響緩和交付金に係る事務を円滑に行うことが確実と見込まれること
- (4) 国又は地方公共団体が実施する担い手施策等の農業施策と密接な関係を有する組織

3 積立金管理者の業務

積立金管理者の業務は、次に定めるものとします。

- (1) 積立金を適切に管理するための決済用預金（預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 51 条の 2 第 1 項に規定する決済用預金をいいます。）又は決済用貯金（農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号）第 51 条の 2 第 1 項に規定する決済用貯金をいいます。）の口座を開設すること
- (2) (1)の口座に係る帳簿の整備を行うこと
- (3) 地方農政局長等が積立金を積み立てている者の当該積立金の額を地方農政局長等に対して報告するよう指示をした場合には、当該指示に従って報告すること
- (4) 地方農政局長等が積立金を積み立てている者に対して当該積立金を返納するよう指示をした場合には、当該指示に従って返納すること
- (5) 每年 3 月 31 日までに、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理状況報告書」（様式第 10-9 号）により、積立金の管理の状況を地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告すること
- (6) その他積立金の適切な管理に必要な事項を実施すること

「収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書」（様式第 10-10 号）により、(1)の口座の毎月末の残高を地方農政局長等に報告し、確認を受けること等積立金の適切な管理に必要な事項を実施する。

なお、積立金残高が 0 の場合は、

①新規及び継続の加入者がおらず、新たに積立金が納付される見込みがないこと

②未返還の積立金がないこと

が地方農政局長等により確認され、かつ、その状態が継続する間に限り、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書」（様式第 10-10 号）による報告を省略できるものとする。

4 積立金管理者が取得した個人情報の取扱い

- (1) 積立金管理者は、3に定める業務に関して知り得た個人情報を業務の遂行に使用する以外の目的のために使用し、又は提供してはならない。
- (2) 積立金管理者は、業務を行うために保有した個人情報について、き損等に備え重複して保存する場合又は3に定める業務を遂行するため地方農政局等に個人情報を送付する場合以外には、複製し、送信し、送付し又は持ち出してはならない。
- (3) 積立金管理者は、個人情報の漏洩について疑義案件が発生した場合は、事実関係の調査、被害の把握、拡大防止等に向けた必要な措置を講ずるとともに、地方農政局等に対して、事案が発生した経緯、被害状況、再発防止策、本人への対応等について、直ちに報告しなければならない。
- (4) 積立金管理者は、3に定める業務に係る書類等について、5年間これを保存するとともに、保存期間終了後、復元又は判読が不可能となる方法により個人情報の消去又は破棄を行わなければならない。

水田収益力強化ビジョンについて

1 作成主体

都道府県段階の水田収益力強化ビジョンについては、都道府県が都道府県農業再生協議会における検討を踏まえて作成します。また、地域段階の水田収益力強化ビジョンについては、地域農業再生協議会が作成し、都道府県が取りまとめるものとします。

2 水田収益力強化ビジョンの内容

次の内容について記載するものとします。産地交付金による支援を行う場合、水田収益力強化ビジョンにこれらの内容について記載されていることが要件となります。

(1) 地域の作物作付けの現状、地域が抱える課題

地域における作物（主食用米を含む。2の（2）から（5）までにおいて同じです。）作付けの現状や近年の動向、生産振興を図るに当たって地域が抱える課題等を記載するものとします。

(2) 高収益作物の導入や転換作物の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

農業者の所得向上や地域における水田農業の発展等を図るため、適地適作の推進、収益性・付加価値の向上、新たな市場の開拓、生産・流通コストの低減等の視点に基づき、どのような方針・目標で取り組んでいくのか等を記載するものとします。

(3) 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

作物の需給動向、担い手の育成、農地の集積・集約化、基盤整備の状況など、地域の実情を総合的に分析し、作付作物や管理方法等を含め、産地として将来にわたって水田をどのように有効利用していくのか等を記載するものとします。併せて、水田の利用状況の点検方針、点検結果を踏まえた対応方針（水田としての利用が見込まれない農地の畠地化への道筋、取組予定地域・面積、作付けする作物等）を記載するものとします。

(4) 作物ごとの取組方針等

作物ごとの作付面積の目標、生産拡大に向けて導入する新しい技術、販売先との連携及び活用施策等を記載するものとします。

なお、産地交付金については、本項目に記載した作物ごとの取組方針に沿った形で活用するとともに、その活用の目的（目指すべき方向性）を記載するものとします。

(5) 作物ごとの作付予定面積等

作物又は取組ごとに、前年度の作付面積等、当年度の作付予定面積等及び令和5年度の作付目標面積等を記載するものとします。

(6) 課題解決に向けた取組及び目標

産地交付金により支援する取組については、地域の特色のある魅力的な產品の産地づくりに向け、対象作物及び助成内容ごとに、目標を設定するものとします。目標については、取組実績を把握できる生産コスト等の客観的な数値とし、前年度の実績値及び目標策定年度から3年以内の目標値を記載するものとします。

また、都道府県又は地域農業再生協議会は、毎年度、目標値の達成状況を確認し、必要に応じて産地交付金により支援する取組を見直すものとします。

国は、毎年度、水田収益力強化ビジョンに基づく取組状況の確認等を行い、必要に応じて産地交付金の調整を行うものとします。

(7) 産地交付金の活用方法の概要

産地交付金により支援する取組ごとの助成内容（対象作物、単価、要件等）の概要を記載するものとします。

(8) 産地交付金の活用方法の明細

取組ごとに、具体的な助成内容を記載するものとします。

3 公表等

2の(1)から(7)までについては、別紙13の2の(6)に基づく承認がなされた後、おおむね2週間以内に策定主体のホームページ等で公表するものとします。

また、水田収益力強化ビジョンを踏まえて農業者から提出された営農計画書について、地方農政局長等は、都道府県に対し、9月末までを目途に情報提供及び意見聴取を行うものとします（様式第11－4号）。

戦略作物助成の扱い

1 戰略作物助成の要件

戦略作物助成の対象となる戦略作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度内に収穫を行うものであり、出荷・販売を行うことが必要です。

(1) 麦

農協等と需要者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。

(2) 大豆

農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。

(3) 飼料作物

青刈り稻・わら専用稻にあっては、新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1）の認定を受けていること。

その他の飼料作物にあっては、需要者との品質等の条件を含めた利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。

(4) 飼料用米、米粉用米

新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1）又は生産製造連携事業計画（米穀の新用途への利用の促進に関する法律第4条第3項）の認定を受けていること。

(5) W C S用稻

新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1）の認定を受けていること。

(6) 加工用米

加工用米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5）の認定又は加工用米出荷契約（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第6の1）を締結していること。

(注) 麦、大豆のうち、自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9-2号）を作成してください。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成してください。

2 戰略作物助成の対象作物の申告

- (1) 戰略作物助成は基幹作のみが対象となるため、当年産において一つの場で複数回の戦略作物の作付けを行い、それぞれの戦略作物の耕作者が異なる場合は、関係者間で調整の上、営農計画書を提出するようにしてください。
- (2) 飼料作物のうち牧草について、当年産においては種を行う場合には、営農計画書の提出時には種を行うほ場を記載するとともに、は種実施後、地域農業再生協議会に対して、は種記録（種子購入伝票や作業日誌等）を提出することが必要です。

3 飼料用米又は米粉用米の収量に応じた支払い

- (1) 飼料用米又は米粉用米で取り組む品種と同一の品種で主食用米の生産にも取り組む場合の出荷方式としては、区分管理方式による出荷又は一括管理方式による出荷のいずれかを選択することができるものとします。

ただし、区分管理方式による出荷を選択する場合には、新規需要米取組計画書（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1）に、飼料用米又は米粉用米の生産段階における主食用米の生産との差異の内容（多収に向けて用いる技術や生産資材等又は省力化栽培を行う場合（生産性ないし収量が低いほ場で取り組む場合を含みます。）の取組内容）を記載しなければならないものとします。

(注) 区分管理方式による出荷・一括管理方式による出荷とは、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第4の1に規定する出荷方式をいいます。

- (2) 飼料用米、米粉用米の交付単価については、出荷方式の別により、下表に掲げる量を基に算定を行うものとします。

区分管理方式による出荷	取組ほ場からの全収穫量（※）のうち、ふるい上の米
-------------	--------------------------

一括管理方式による出荷	出荷契約数量又は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の別添3の方法により調整した数量のうち、ふるい上の米
-------------	---

(※) 交付金の算定に当たって、飼料用米、米粉用米の生産数量に疑義が生じた場合において、地方農政局等と地域農業再生協議会とが連携して主食用米等のふるい下米の出荷・販売契約数量を確認できる書類（販売伝票の写し等）の提出を求める等の手法により、農業者の出荷・販売の形態やふるい目の実態について確認を行うことがあります。

産地交付金の考え方及び設定手続

1 趣旨

産地交付金は、地域で作成する水田収益力強化ビジョンに基づき、地域の特色のある魅力的な產品の産地を創造するため、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援するものです。

2 産地交付金による助成内容の設定

(1) 国から各都道府県に対して、それぞれの交付金枠を配分します。

配分には、年度当初に行う配分（以下「当初配分」といいます。）のほか、10月中～下旬を目途に行う配分（以下「追加配分」といいます。）があります。追加配分には地域の取組に応じた配分（下表参照）を含みます。

取組内容	追加配分単価
新市場開拓用米の複数年契約 ※ 令和5年産から新たに結んだ3年以上の契約	10,000円／10a
そば・なたねの作付け ※ 基幹作のみ。	20,000円／10a
新市場開拓用米の作付け ※ 基幹作のみ。	20,000円／10a
地力増進作物の作付け ※ 基幹作のみ。	20,000円／10a

(2) 都道府県は、国から配分される交付金枠の範囲内で助成内容（交付対象作物、目標、具体的要件及び単価等）を設定します。都道府県の判断によっては、国から配分される交付金枠を更に地域農業再生協議会に配分し、地域農業再生協議会ごとに助成内容を設定することができますが、その場合においても、少なくとも当初配分の2割以上は、地域農業再生協議会に配分せず、都道府県が助成内容を設定しなければならないものとします。

(3) 助成内容の設定に当たっては、以下の点に即したものとする必要です。

① 地域における水田農業経営の課題に対応し、取組を行う者の収益力向上に資する取組に対する助成とし、所得増加に直接寄与しない作物を生産する取組（ただし、次年度以降の所得増加に寄与する計画的な地力増進作物の作付

けによる土づくりの取組や、地域における収益力の向上に資するといった観点から地方農政局長等が必要と認めた取組を除きます。)への助成は行わないこと

その際、以下それぞれについて対応した助成とすること

ア 高収益作物に係る助成内容の設定に当たっては、当該作物の導入に当たっての課題

イ 加工用米又は新規需要米の直播栽培に係る助成内容の設定に当たっては、生産コスト削減効果を発揮するための課題

ウ 飼料用米に係る助成内容の設定に当たっては、生産性向上のための課題

エ 地力増進作物に係る助成内容の設定に当たっては、水田収益力強化ビジョンに位置づけた地力増進作物の活用目的の実現に向けた課題

② 経営所得安定対策等における趣旨を損なうような助成としないこと

③ 主食用米、備蓄米及び調整水田等の不作付地に対する助成は行わないこと

④ 地力増進作物に係る助成内容の設定に当たっては、前年度及び前々年度の2年間連続で地力増進作物のみを作付けしていた農地に対する助成は行わないこと

(4) 助成内容の設定に当たっては、高収益作物に対する交付額を前年度よりも高めるよう努めてください。

(5) 都道府県は、都道府県段階で設定した取組方針等及び地域農業再生協議会ごとに設定した取組方針等を取りまとめて水田収益力強化ビジョン(様式第11-5号)を作成し、地方農政局等に生産年の5月31日までに提出するものとします。

また、追加配分等が行われた際や追加配分に係る取組の進展に伴い、水田収益力強化ビジョンの変更を行う必要がある場合、又は計画と実績が大きく乖離することが明らかになり、水田収益力強化ビジョンの取組ごとの面積及び所要額の変更を行う必要がある場合は、速やかに変更後の水田収益力強化ビジョンを地方農政局等に提出するものとします。

(6) 地方農政局等は、都道府県から提出のあった水田収益力強化ビジョンについて、別紙11の2に定める内容が記載されているか、産地交付金の活用方法について(2)及び(3)に照らして適当かを審査し、その内容が適当と認められる場合は承認し、6月30日までに都道府県に通知するものとします。

3 追加配分のうち地域の取組に応じた配分等について

(1) 地域の取組に応じた配分の対象となる取組

① 新市場開拓用米の複数年契約

新市場開拓用米の作付けに当たって、次の要件を全て満たす3年以上の複数年契約（令和5年産から新たに結んだ令和5年産から令和7年産までの3年分の契約を含むもの）の販売契約を締結している取組について、追加配分を行うものとします。

ア 生産者側（生産者又は生産者団体のいずれか）と需要者側の契約であること

イ 販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格（契約価格の設定方法を含む。）が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項（作柄等の影響により生産量が変動した場合の対応を含む。）があること

ウ 複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加すること

② そば・なたねの作付け

そば又はなたね（油糧用）の水田における作付けに当たって農協等と需要者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結している取組について、追加配分を行うものとします。

(注) 自家加工については、様式第9-2号「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」を作成してください。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成してください。

③ 新市場開拓用米の作付け

新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1）の認定を受けている取組について、追加配分を行うものとします。

(注) 低コスト生産等支援事業の支援対象となった面積については、追加配分の対象から除きます。

④ 地力増進作物の作付け

水田収益力強化ビジョンに地力増進作物の取組方針等を位置づけた地域農業再生協議会における、以下のア及びイの合計面積について、追加配分を行うものとします。

- ア 支援対象年度の前年度における産地交付金追加配分実施面積（ただし、支援対象年度の作付面積が前年度の産地交付金の追加配分実施面積より小さい場合は、支援対象年度の作付面積とします。）
- イ 支援対象年度の作付面積が前年産の作付面積から増加している場合、以下の(ア)又は(イ)のいずれか小さい方の面積
- (ア) 水稻（加工用米、米粉用米及び新市場開拓用米を除きます。）の支援対象年度の前年度からの作付減少面積
- (イ) 地力増進作物（基幹作に限ります。）の支援対象年度の前年度からの作付拡大面積

（注）地力増進作物の作付面積は、水田収益力強化ビジョンの作物ごとの取組方針に位置づけられた作物の作付面積に限ります。

（2）地域の取組に応じた配分額等の算定手順

- ① IVの第2の1の（4）の①の交付申請者は、（1）の①から④までに掲げる地域の取組に応じた配分の対象となる取組を行う場合には、交付申請書及び営農計画書の地域農業再生協議会への提出に際し、取組の内容に応じ、下表に掲げる書類を添付するものとします。

取組名	添付書類
新市場開拓用米の複数年契約	<ul style="list-style-type: none"> ・新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1）の写し <p>※申請中のものでも可とします。新規需要米取組計画の申請に当たっては、生産者側と需要者側との間で締結した販売契約書の写し（令和5年産から新たに結んだ令和5年産から令和7年産までの3年分の契約を含むもの）が必要です。</p>
そば・なたねの作付け	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷・販売契約書の写し
新市場開拓用米の作付け	<ul style="list-style-type: none"> ・新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1）の写し <p>※申請中のものでも可とします。販売契約書の写し等を添付する必要はありません。</p>

- ② 新市場開拓用米の複数年契約の取組に関し、生産者団体が契約の主体となっている場合には、当該生産者団体が交付申請者に代わって上記の添付書類を提出することができるものとします。
- ③ 地域農業再生協議会は、①及び②に掲げる書類等により地域の取組に応じた配分の対象となる取組であることを確認の上、（1）の①から④までの取組に係る対象面積を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について」（様式第11-11号）に取りまとめ、その関連資料とともに、都道府県に報告するものとします。
- ④ 都道府県は、各地域農業再生協議会から報告のあった面積を速やかに確認し、「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について」（様式第11-12号）に取りまとめ、その関連資料とともに、地方農政局等に、7月31日までに提出するものとします。
- ⑤ 国は、各都道府県から報告のあった対象面積について、必要に応じて確認を行った上で、都道府県ごとの追加配分のうち地域の取組に応じた配分額等を算定します。

（3）地域の取組に応じた配分に係る助成内容の設定

- ① 産地交付金は、地域で作成する水田収益力強化ビジョンに基づく取組を支援するものであることから、追加配分のうち地域の取組に応じた配分に係る産地交付金についても、当該地域の取組に応じた配分に係る取組とは別の取組に充てる旨を水田収益力強化ビジョンにおいて定めることができます。ただし、この場合においても、助成内容の設定に当たっては、2の（3）の①から④までに即したものとする必要があります。
- ② なお、①の場合においては、交付金額が配分枠の範囲内に収まるよう単価を設定し、かつ、あらかじめ水田収益力強化ビジョンに単価調整の方法を定めておくことが必要となります。

（4）地域の取組に応じた配分等に係る実施状況の報告

地域農業再生協議会は、5の（3）の実績報告を行うに際しては、（1）の①から④までの取組に係る作付面積及び実施状況を確認した結果を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分実施面積について」（様式第11-13号）に取りまとめ、その関連資料とともに、生産年の翌年の3月15日までに都道府県に報告するものとします。都道府県は、各地域農業再生協議会から報告のあった確認結果を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金

の追加配分実施面積について」（様式第 11－14 号）に取りまとめ、その関連資料とともに、生産年の翌年の 3 月 31 日までに地方農政局等に提出するものとします。

（5）配分額の調整に係る対応

- ① 新市場開拓用米の複数年契約の取組に関し、契約の不履行があった場合は、契約数量のうち当該不履行分については、原則として、当年産の地域の取組に応じた配分は行わないこととするほか、その理由等によっては、過年度分の交付額の返還を求めるものとします。また、必要に応じ、次年度において産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。
- ② ①に掲げる場合のほか、（2）の④で報告された数値と実績報告の数値に相当な乖離がみられた場合、その他追加配分の取組に著しい変更が生じた場合には、必要に応じ、当年度又は次年度において産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。

4 交付対象面積等の確認・算定

- （1）地域農業再生協議会は、助成内容に応じて、それぞれの要件を確認できる手法により、交付対象となる作物の作付面積や取組の実施状況を確認します。
- （2）地域農業再生協議会は、（1）の確認結果に基づき、交付申請者ごとに各助成の交付対象面積を算定します。交付対象面積は、助成ごとに a 単位（1 a 未満切り捨て）となります。

5 交付金額の算定・交付

- （1）地域農業再生協議会は、算定した交付対象面積に基づき、交付申請者ごとの交付金額を算定して「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の交付額報告書」（様式第 11－3 号。以下「交付額報告書」といいます。）に取りまとめ、その関連データ（交付申請者ごとの交付額及び算定の基礎となった面積データを整理したものであって、地方農政局等が指定した形式とします。）とともに都道府県を経由して地方農政局等に提出します。

（注）交付申請者ごとの交付額の算定の根拠となる書類については、地域農業再生協議会で保存しておくことにします。保存期間は、産地交付金に係る農業者の交付申請が行われた年度の翌年度から 5 年間です。

- (2) その際、交付申請者ごとの交付金額の算定の結果、配分枠を超過する場合には、あらかじめ水田収益力強化ビジョンで定めた単価調整の方法に基づき、配分枠内に収まるように交付単価を減額することになります。
- (3) 都道府県は、地域農業再生協議会からの実績報告（「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の活用実績報告書」（様式第11－15号）の別紙）を取りまとめ、「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の活用実績報告書」（様式第11－15号）を作成し、生産年の翌年の3月31日までに地方農政局等に提出します。
- (4) 地方農政局長等は、交付申請者ごとの交付金計算書を作成します。

畠地化促進助成について

1 交付対象となる取組

本助成の交付対象となる取組は、交付申請者が行う以下の取組とします。

(1) 畠地化支援に係る取組

前年度において主食用米、戦略作物、産地交付金又は高収益作物定着促進支援の交付対象となった作物が作付けられ、交付対象水田に該当している農地を、7月1日付けで交付対象水田から除外する取組に対して、交付を行うものとします。ただし、交付の対象となる取組は、当該取組により交付対象水田から除外される農地が、それ単独で又は前年度から遡って過去4年以上連続して水稻以外の作物が作付けられており、かつ、当年度も水稻以外の作物の作付けが予定されている農地若しくは前年度までに当該取組の対象となった農地と併せて、おおむね団地化された畠地（品目や地域の特性等に鑑み、地域農業再生協議会がおおむね集約されていると認める農地をいいます。以下同じです。）を形成するものに限ることとします。なお、自然災害その他のやむを得ない要因によって当該取組の要件を満たさないこととなった場合は、当該要因が発生した年度の前年度までの作付状況を踏まえ、地方農政局長等が当該要件を満たす取組とみなすことができるものとします。

（注1）交付の対象となった農地においては、交付が行われてから5年間は、高収益作物畠地化支援を受けた場合には販売を目的とした高収益作物、その他畠地化支援を受けた場合には販売を目的とした高収益作物又は一般作物の作付けが必要です。その際の作付状況の確認についてはIVの第2の1の（5）の規定を、作付けの有無の判断についてはIVの第2の1の（9）の規定を、出荷・販売の実績報告についてはIVの第2の1の（4）の②の規定を準用します。

なお、自然災害その他のやむを得ない要因によって畠地化支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く5年間で実施することで、要件を満たす取組とみなすこととします。

（注2）畠地化支援の交付の対象となった農地であっても、高収益作物定着促進支援又は畠作物定着促進支援の支援期間は当該支援に係る助成を交付することができますこととします。

加えて、都道府県推進計画に位置付けられた産地の交付申請者に対しては、当該産地において、都道府県推進計画のうち産地推進計画に位置付けられた高収益作物を作付けする農地については、高収益作物定着促進支援

の支援期間は、産地交付金における高収益作物に係る助成を交付することができることとします。

(2) 定着促進支援に係る取組

① 高収益作物定着促進支援に係る取組

ア 交付要件

販売を目的とした高収益作物の導入・定着を図る取組に対して、作付面積に応じて交付を行うものとします。

なお、自然災害その他のやむを得ない要因によって高収益作物定着促進支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く5年間を支援期間とすることができます。

イ 高収益作物定着促進支援の対象作物の申告

高収益作物定着促進支援及びIVの第2の1の(6)の③のウは基幹作のみが対象となるため、当年産において一つの場で複数回の作物の作付けを行い、それぞれの作物の耕作者が異なる場合は、関係者間で調整の上、當農計画書を提出するようにしてください。

(注1) 令和4年産又は令和5年産に限り 100,000 円/10a (加工・業務用の野菜及び果樹にあっては 150,000 円/10a) が交付された農地においては、交付が行われてから5年間は、販売を目的とした高収益作物の作付けが必要です。その際の作付状況の確認についてはIVの第2の1の(5)の規定を、作付けの有無の判断についてはIVの第2の1の(9)の規定を、出荷・販売の実績報告についてはIVの第2の1の(4)の②の規定を準用します。

② 畑作物定着促進支援に係る取組

ア 交付要件

販売を目的とした一般作物又は高収益作物の導入・定着を図る取組に対して、作付面積に応じて交付を行うものとします。

交付対象となる作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度に収穫を行うものであり、出荷・販売を行うことが必要です。

なお、自然災害その他のやむを得ない要因によって畑作物定着促進支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く5年間を支援期間とすることができます。

(ア) 麦

農協等と需要者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出

荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。

(イ) 大豆

農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。

(ウ) 飼料作物（青刈り稻、わら専用稻等の水稻を除く。）

需要者との品質等の条件を含めた利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。

(エ) そば・なたね

農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。

(オ) その他の作物

農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。

(注) 麦、大豆のうち、自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9-2号）を作成してください。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成してください。

イ 畑作物定着促進支援の対象作物の申告

畑作物定着促進支援は基幹作のみが対象となるため、当年産において一つの場所で複数回の作物の作付けを行い、それぞれの作物の耕作者が異なる場合は、関係者間で調整の上、営農計画書を提出するようにしてください。

(注2) 令和4年産又は令和5年産に限り 100,000円/10a が交付された農地においては、交付が行われてから5年間は、販売を目的とした高収益作物又は一般作物の作付けが必要です。その際の作付状況の確認についてはIVの第2の1の(5)の規定を、作付けの有無の判断についてはIVの第2の1の(9)の規定を、出荷・販売の実績報告についてはIVの第2の1の(4)の②の規定を準用します。

(3) 子実用とうもろこし支援に係る取組

① 交付要件

都道府県推進計画に位置付けられた産地において、産地推進計画に位置付けられた子実用とうもろこしを作付けする取組に対して、交付を行うものと

します。

② 子実用とうもろこし支援の対象作物の申告

子実用とうもろこし支援は基幹作のみが対象となるため、当年産において一つのほ場で複数回の作物の作付けを行い、それぞれの作物の耕作者が異なる場合は、関係者間で調整の上、営農計画書を提出するようにしてください。

2 交付金額の算定手順

(1) IVの第2の1の(4)の①の交付申請者は、1の(1)に掲げる取組を行う場合には、交付申請書及び営農計画書の地域農業再生協議会への提出に際し、下表に掲げる書類を添付するものとします。

取組名	添付書類
畠地化支援に係る取組	<p>・地域農業再生協議会において発行された、1の(1)の要件を満たすことを証する書類</p> <p>※交付申請予定者は、5月31日までに、交付対象となる農地がおおむね団地化された畠地を形成し得ることが分かる資料（空中写真又は農地地図等）及びその他参考となる資料を添えて地域農業再生協議会に事前に確認申請を行ってください（参考様式4-1「畠地化支援に係る取組の要件確認申請書」を参照してください。）。</p> <p>地域農業再生協議会は、提出された資料を踏まえて当該農地が1の(1)の要件を満たすことを確認したときは、そのことを証する書類を交付申請日までに交付申請予定者に対して発行してください（参考様式4-2「畠地化支援に係る取組の要件確認通知書」を参照してください。）。</p>

(2) IVの第2の1の(4)の①の交付申請者は、1の(2)に掲げる取組のうち加工・業務用野菜又は果樹の導入を行う場合には、水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書の地方農政局等又は地域農業再生協議会への提出に際し、下表に掲げる書類を添付するものとします。

取組名	添付書類
高収益作物定着促進支援に係る取組	・加工・業務用の野菜及び果樹にあっては、出荷・販売契約書の写し（中間事業者が販売に介在する場合にあっては、当該中間事業者も含めた出荷・販売契約書の写し）及び販売伝票の写し

3 交付額の調整に係る対応

(1) 畑地化支援に係る取組を実施したことで、交付対象水田に該当しなくなった農地において、当該取組が行われてから5年以内に、高収益作物畑地化支援を受けた場合にあっては販売を目的とした高収益作物、その他畑地化支援を受けた場合にあっては販売を目的とした高収益作物又は一般作物について、作付け又は出荷・販売の実績がないことが確認される場合には、必要に応じ、過年度分の畑地化支援の交付額の返還又は次年度における産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。ただし、自然災害その他のやむを得ない要因によるものと地方農政局長等が認める場合は除きます。

(2) 高収益作物定着促進支援及び畑作物定着促進支援に係る取組に関し、以下の場合には、高収益作物定着促進支援又は畑作物定着促進支援の交付が行われた初年度から当年度までの交付額について、交付額の返還又は次年度において産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。ただし、自然災害その他のやむを得ない要因によるものと地方農政局長等が認める場合は除きます。

- ① 畑地化の取組を行わなかった場合
- ② 高収益作物定着促進支援の支援期間中に、販売を目的とした高収益作物の作付け又は出荷・販売の実績がないことが確認される場合
- ③ 畑作物定着促進支援の支援期間中に、販売を目的とした高収益作物又は一般作物の作付け又は出荷・販売の実績がないことが確認される場合
- ④ 1の(1)の(注2)に基づき、産地交付金の高収益作物に係る助成を交付されている農地において、高収益作物定着促進支援の支援期間中に、交付申請者ごとにみて産地推進計画に位置付けられた高収益作物の作付面積が減少した場合

都道府県連携型助成について

1 交付要件となる都道府県事業

本助成の交付要件となる都道府県が措置する事業（メニュー）は以下の全ての条件を満たすものとします。

- （1）令和5年産の転換作物を生産する農業者に対して、作付面積に応じて交付されるものであること
- （2）営農計画書等の提出期限（生産年の6月30日）までに農業者に支援内容が提示されるものであること

2 交付対象となる面積

都道府県が1の条件を満たす事業（メニュー）により転換作物を生産する農業者を支援する場合に、当該事業（メニュー）の対象となった交付申請者が作付けを行った、当該支援の対象となった転換作物の前年度からの拡大面積（基幹作に限ります。）を対象とします。ただし、当該事業（メニュー）における支援対象面積の算定に要件を設けている場合、本助成の交付対象となる拡大面積の算定に当たっても、当該事業の要件を適用します。

3 交付金額の算定手順

- （1）都道府県は、1を満たし得る事業（メニュー）がある場合には、支援内容、支援対象面積・要件の確認・算定方法等を「水田活用の直接支払交付金における都道府県連携型助成に係る都道府県事業の承認申請について」（様式第11-16号）に取りまとめ、地方農政局等に5月31日までに提出するものとします。
- （2）地方農政局等は、都道府県から提出のあった（1）について、1に照らして適當か、交付金額の算定・交付が可能か等を審査し、その内容が適當と認められる場合は当該事業（メニュー）を本助成の交付対象となる都道府県事業として承認し、6月30日までに都道府県に通知するものとします。
- （3）都道府県は、承認を受けた都道府県事業に係る支援対象面積等の関連データを地域農業再生協議会と連携し「水田活用の直接支払交付金における都道府県連携型助成に係る都道府県事業の支援実績の報告について」（様式第11-17号）に取りまとめ、地方農政局等に提出するものとします。

(注) 様式第 11－17 号の根拠となる書類については、都道府県で保存しておくこととします。保存期間は、都道府県連携型助成に係る農業者の交付申請が行われた年度の翌年度から 5 年間です。

(4) 地方農政局等は、交付申請者ごとの交付対象面積及び交付金額を算定し、交付金計算書を作成します。

農林水産省共通申請サービスを利用した経営所得安定対策等の 申請手続のオンライン化

経営所得安定対策等の申請手続のオンライン化については、令和5年度から農林水産省共通申請サービス（以下「e M A F F」といいます。）の本格運用が開始されました。

1 オンライン化の対象手続

特定の地域農業再生協議会における交付申請者はe M A F Fを利用することにより、下表の様式に係る申請をオンラインにより行うことができます。

また、当該様式に添付する資料については、P D F等によりe M A F Fに取り込むことができます。

様式番号	様式名
様式第1号	経営所得安定対策等交付金交付申請書
様式第2号	水稻生産実施計画書兼営農計画書
様式第3号	経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状
様式第6号	経営所得安定対策等交付金の対象作物等の地域別作付計画面積報告書
様式第7号	経営所得安定対策等交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書
様式第8号	交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書
様式第9-1号	畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書
様式第9-2号	畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書
様式第10-1号	収入減少影響緩和交付金の交付申請書
様式第11-1号	水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書
様式第11-2号	水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書

2 交付決定額等について

オンライン申請の場合、交付決定額等は e M A F F の画面上に表示されます。紙媒体による通知が必要な場合は、地方農政局等に依頼してください。

3 オンライン申請手続の詳細について

特定の地域農業再生協議会における交付申請者が e M A F F を利用してオンライン申請手続を行うためには、関係資料の提出先となる地域農業再生協議会が、オンライン申請手続を受け入れる準備ができていることが必要となります。

このため、オンライン申請手続を希望する場合には、最寄りの地方農政局等又は地域農業再生協議会にお問い合わせ願います。

コメ新市場開拓等促進事業の採択・配分基準について

コメ新市場開拓等促進事業の採択及び予算額の配分については、以下のとおり、都道府県取組計画書に含まれている地域農業再生協議会の産地・実需協働プランにて定められた品目・仕向けごとの成果目標に応じて、配分対象となる地域農業再生協議会の品目・仕向けを決定し、予算の範囲内において採択・配分するものとします。

1 農産局長は、IVの第2の4の(6)の①により提出のあった都道府県取組計画書について、都道府県取組計画書に含まれている産地・実需協働プランで定められた品目・仕向けごとの成果目標に応じて、予算の範囲内において成果目標の基準に基づくポイントが上位の産地・実需協働プランの品目・仕向けから順に要望額を都道府県農業再生協議会ごとに合計し、当該合計額を配分額として地方農政局長等に通知するものとします。

なお、この配分額の算定に当たっては、まず別表1に定められた品目・仕向けごとの優先枠の予算の範囲内において、品目・仕向けごとにポイントが上位のものから配分対象とし、続いて優先枠の予算の範囲内において配分対象とならなかつた地域農業再生協議会の品目・仕向けについて、優先枠以外の予算の範囲内（優先枠の予算に残余があった場合は当該残余額も含む。）にて、品目・仕向けに関わらずポイントが上位のものから配分対象とするものとします。

2 1により配分した結果、最後の配分可能額が要望額に満たない場合であつて、かつ、同一ポイントの産地・実需協働プランの品目・仕向けが複数ある場合は、要望額の小さいものから順に配分対象とするものとします。

低コスト生産等の取組の追加について（コメ新市場開拓等促進事業）

1 手続

- (1) 都道府県農業再生協議会の長は、低コスト生産等の取組を追加しようとする場合は、別紙 18 様式第 1 号により、地方農政局長等に承認の申請を行うものとします。
- (2) (1) の承認申請に当たっては、追加しようとする低コスト生産等の取組（以下「地域特認メニュー」という。）の根拠となる文献やデータ等を添付するものとします。
- (3) 地方農政局長等は、(1) の申請について、承認の可否を決定し、別紙 18 様式第 2 号により都道府県農業再生協議会の長に通知するものとします。

2 承認申請に当たっての留意事項

- (1) 地域特認メニューは、原則として、農業者自身が行う取組であり、かつ、取組により農業者自身に追加的な負担（掛増し経費）が発生するものとします。
- (2) 地域特認メニューの基本的な考え方は、次のとおりとします。
 - ① 新市場開拓用米・加工用米・米粉用米（パン・麺専用品種）
低コスト又は省力化に資する取組であること
- (3) 取組の有無を客観的に判断できる基準（取組基準）を設けるものとします。

(別紙 18 様式第 1 号)

番号
年 月 日

○○農政局長
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

住所
○○農業再生協議会
会長

地域特認メニューの協議について

コメ新市場開拓等促進事業において、下記の取組を低コスト生産等の取組として地域特認メニューとしたいので、添付資料を添えて申請する。

記

1. 取組の名称

2. 取組の具体的な内容

※低コスト生産等の取組の根拠となる文献、データ等を添付すること。

3. 取組基準

4. 本取組を取り入れる背景及び普及の状況

5. 本取組の今後の活用の見通し

(別紙 18 様式第 2 号)

番号
年 月 日

○○農業再生協議会
会長 ○○ ○○ 殿

○○農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

地域特認メニューの協議について（承認）

（承認する場合）

令和〇年〇月〇日付け〇〇で協議のあったことについて、下記のとおり承認するので、通知する。

記

1. 承認する取組の名称

2. 承認する取組の具体的な内容

3. 承認する取組基準

（承認しない場合）

令和〇年〇月〇日付け〇〇で協議のあったことについて、承認しないので、その旨を通知する。

畑作物産地形成促進事業の採択・配分基準について

畑作物産地形成促進事業の採択及び予算額の配分については、以下のとおり、都道府県取組計画書に含まれている地域農業再生協議会の産地・実需協働プラン（以下「プラン」という。）にて定められた品目・仕向けごとに、配分対象となる地域農業再生協議会を決定し、予算の範囲内において採択・配分するものとします。

採択・配分に当たっては、まずは前年度に畠地化を行った地域農業再生協議会と当年度に畠地化を行う予定の地域農業再生協議会（以下「畠地化協議会」という。）を採択・配分の対象とし、次にそれ以外の地域農業再生協議会（以下「その他協議会」という。）を採択・配分の対象とするものとします。

1 農産局長は、IVの第2の3の（6）の①により提出のあった都道府県取組計画書について、都道府県取組計画書に含まれているプランのうち、畠地化協議会のプランから配分対象とします。

2 畠地化協議会のプランの要望額の合計が予算額を上回る場合は、プランで定められた品目・仕向けごとに、配点基準に基づくポイントが上位のプランの品目・仕向けから順に予算の範囲内において採択し、当該プランの品目・仕向けの要望額を都道府県農業再生協議会ごとに合計し、当該合計額を配分額として地方農政局長等に通知するものとします。

なお、この配分額の算定に当たっては、まず配点基準の品目・仕向けごとの優先枠の範囲内において、品目・仕向けごとにポイントが上位のものから配分対象とし、続いて優先枠の予算の範囲内において配分対象とならなかったプランの品目・仕向けについて、優先枠以外の予算の範囲内（優先枠の予算に残余があった場合は当該残余額も含む。）にて、品目・仕向けに関わらずポイントが上位のものから配分対象とするものとします。

3 畠地化協議会のプランの要望額の合計が予算額を下回る場合は、畠地化協議会のプランを採択した上で、その他協議会のプランについて、品目・仕向けごとに、配点基準に基づくポイントが上位のプランの品目・仕向けから順に予算の範囲内において採択し、これらの採択プランの品目・仕向けの要望額を都道府県農業再生協議会ごとに合計し、当該合計額を配分額として地方農政局長等に通知するものとします。

なお、その他協議会のプランの採択に当たっては、畠地化協議会のプランの品目・仕向けごとの要望額が配点基準の品目・仕向けごとの優先枠を下回る場合は、品目・仕向けごとの優先枠の残額の範囲内において、品目・仕向けごとにポイントが上位のものから配分対象とし、続いて優先枠の予算の範囲内において配分対象とな

らなかったプランの品目・仕向けについて、優先枠以外の予算の範囲内（優先枠の予算に残余があった場合は当該残余額も含む。）にて、品目・仕向けに関わらずポイントが上位のものから配分対象とするものとします。

- 4 2又は3により配分した結果、最後の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ、同一ポイントのプランの品目・仕向けが複数ある場合は、要望額の小さいものから順に配分対象とするものとします。

【配点基準】

項目	ポイント	
1 低コスト生産等の取組状況	【麦、大豆】	①又は②のいずれかを選択。 新市場開拓用の場合は（ ）のポイント。
	①当年産における低コスト生産等の取組面積 ※1	②当年産における低コスト生産等の取組面積／前年産の作付面積 ※1
	ア 250ha 以上 12 (24) イ 200ha 以上～250ha 未満 10 (20) ウ 150ha 以上～200ha 未満 8 (16) エ 100ha 以上～150ha 未満 6 (12) オ 50ha 以上～100ha 未満 4 (8) カ 50ha 未満 2 (4)	ア 300%以上 12 (24) イ 200%以上～300%未満 10 (20) ウ 150%以上～200%未満 8 (16) エ 100%以上～150%未満 6 (12) オ 75%以上～100%未満 4 (8) カ 75%未満 2 (4)
	【高収益作物】	①又は②のいずれかを選択。 新市場開拓用の場合は（ ）のポイント。
	①当年産における低コスト生産等の取組面積 ※1	②当年産における低コスト生産等の取組面積／前年産の作付面積 ※1
	ア 250ha 以上 12 (24) イ 200ha 以上～250ha 未満 10 (20) ウ 150ha 以上～200ha 未満 8 (16) エ 100ha 以上～150ha 未満 6 (12) オ 50ha 以上～100ha 未満 4 (8) カ 50ha 未満 2 (4)	ア 300%以上 12 (24) イ 200%以上～300%未満 10 (20) ウ 150%以上～200%未満 8 (16) エ 100%以上～150%未満 6 (12) オ 75%以上～100%未満 4 (8) カ 75%未満 2 (4)
	【子実用とうもろこし】	①又は②のいずれかを選択。
	①当年産における低コスト生産等の取組面積 ※1	②当年産における低コスト生産等の取組面積／前年産の作付面積 ※1
	ア 250ha 以上 12 イ 200ha 以上～250ha 未満 10 ウ 150ha 以上～200ha 未満 8 エ 100ha 以上～150ha 未満 6 オ 50ha 以上～100ha 未満 4 カ 50ha 未満 2	ア 300%以上 12 イ 200%以上～300%未満 10 ウ 150%以上～200%未満 8 エ 100%以上～150%未満 6 オ 75%以上～100%未満 4 カ 75%未満 2
2 本事業対象品目の作付状況	【全作物共通】	①又は②のいずれかを選択。
	①当年産における本事業対象品目の作付面積の拡大 ※2	②当年産における本事業対象品目の作付面積の拡大分／前年産における本事業対象品目の作付面積 ※2
	ア 50ha 以上 6 イ 40ha 以上～50ha 未満 5 ウ 30ha 以上～40ha 未満 4 エ 20ha 以上～30ha 未満 3 オ 10ha 以上～20ha 未満 2 カ 0ha 超～10ha 未満 1	ア 10%以上 6 イ 8%以上～10%未満 5 ウ 6%以上～8%未満 4 エ 4%以上～6%未満 3 オ 2%以上～4%未満 2 カ 0%超～2%未満 1

3 主食用米作付削減面積 (地域農業再生協議会単位)	【全作物共通】	
	①又は②のいずれかを選択。	
	①前年産から当年産の主食用米作付削減面積 ※3	②前年産から当年産の主食用米作付面積削減割合 ※3
	ア 50ha 以上 6 イ 40ha 以上～50ha 未満 5 ウ 30ha 以上～40ha 未満 4 エ 20ha 以上～30ha 未満 3 オ 10ha 以上～20ha 未満 2 カ 0ha 超～10ha 未満 1	ア ▲10%以上 6 イ ▲8%以上～10%未満 5 ウ ▲6%以上～8%未満 4 エ ▲4%以上～6%未満 3 オ ▲2%以上～4%未満 2 カ ▲0%超～2%未満 1
4 転作状況 (地域農業再生協議会単位)	【全作物共通】 当年産における水田面積に占める転換作物の作付面積の割合 ※4	
	ア 50%以上 3 イ 40%以上～50%未満 2 ウ 30%以上～40%未満 1	
5 ブロックローテーションの取組状況	【全作物共通】 当年産の転換作物の作付面積に占める翌年産にブロックロテーションを行う面積の割合 ※5	
	ア 50%以上 6 イ 40%以上～50%未満 4 ウ 30%以上～40%未満 2	
6 畑地化の取組状況	【全作物共通】 畠地化加算に取り組む面積	
	ア 50ha 以上 12 イ 40ha 以上～50ha 未満 10 ウ 30ha 以上～40ha 未満 8 エ 20ha 以上～30ha 未満 6 オ 10ha 以上～20ha 未満 4 カ 0ha 超～10ha 未満 2	
7 新規取組農業者の状況	【全作物共通】 低コスト生産等の取組面積に占める、本事業に新規に取り組む農業者（品目・仕向けごとで新規の農業者を含む）の低コスト生産等の取組面積の割合	
	ア 100% 12 イ 80%以上～100%未満 6 ウ 50%以上～80%未満 3	
8 地域計画の策定状況	【全作物共通】 低コスト生産等の取組面積に占める地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 18 条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤強化法第 19 条に規定する地図をいう。）に位置付けられた農業者の低コスト生産等の取組面積の割合	
	ア 80%以上 6 イ 50%以上～80%未満 4 ウ 10%以上～50%未満 2	

優先枠	麦【加工】40億円、麦【新市場開拓用】5億円、 大豆【加工】40億円、大豆【新市場開拓用】5億円、 高収益作物【加工・業務用】10億円、高収益作物【新市場開拓用】10億円、 子実用とうもろこし 10億円
-----	--

- ※1 1について、前年度事業で採択された協議会のうち、前年度事業における低コスト生産等の取組面積の計画を達成できなかった場合は、未達分の面積を今回の申請における取組面積から減じた上でポイントを算出すること。
- ※2 2について、低コスト生産等に取り組まないものも含め、主食用米の作付けを削減した農地等で本事業対象品目を作付けする場合、その面積若しくは増加率を対象。
(増加率=当年産の本事業対象品目の作付面積の拡大分／前年産の本事業対象品目の作付面積)
- ※3 3について、前年度事業で採択された協議会のうち、前年度事業における主食用米作付削減面積の計画を達成できなかった場合は、未達分の面積を今回の申請における作付削減面積から減じた上でポイントを算出すること。
- ※4 地域農業再生協議会単位での水田面積に対する転換作物（戦略作物、そば、なたね、新市場開拓用米、高収益作物、子実用とうもろこし、地力増進作物）の作付面積割の割合
(割合=当年産の転換作物の作付面積／当年度の水田面積)
- ※5 地域農業再生協議会単位での転換作物の作付面積に対する、事業に取り組む全農業者の本事業対象品目で翌年産にプロックローテーションに取り組む面積の割合
(割合=本事業対象品目における翌年産 のプロックローテーション面積／当年産の転換作物の作付面積)